

室町時代の女房について

——伏見宮家を中心に——

松 蘭 齊

はじめに

本稿は次のような視角に基づいて、伏見宮貞成親王によって記された日記『看聞日記』に見える宮家の女房たちを分析したものである。日記の書誌的な説明はすでに諸書でなされており、筆者も別稿^①で触れているのでここでは繰り返さない。

まず、『看聞日記』を読むとそこに現れる多数の女房・尼関係の記事に驚かされることである。これは平安中期以来の王朝貴族の日記と比較しても、その伝統をひく同時代の公家の日記と比較しても感じられることである。なぜ記主の貞成は彼女たちのことをこのようにまめに記録したのか。その辺にもこの時期の日記の特質を示す何かがあるのではと考えている。

この伏見宮家を含め、中世のこの時期の宮家について以前論じた

ことがあるが、そこで検討できなかった宮家の内部構造を理解するためにも必要であり、またこの『看聞日記』に描かれた時代の少し後に現れる『御湯殿の上の日記』^③の成立が、宮家に育った貞成の第一皇子後花園天皇と関わり深いのでは、と指摘したが、その理解を深めるためにも、この時代の女房の研究が必要だからである。

中世、特に後期の女房については、彼女らがあまり同時代の文学の担い手として現れないためか、その研究は平安期や中世前期などに比べて圧倒的に少ない。それでも古くは奥野高広・角田文衛氏の研究^⑤があり、近年では吉野芳恵・脇田晴子らによって研究が積み重ねられている^⑥。それらは当然女性史の視角で論じられた研究が多いが、個々の宮廷や「家」の性格や時代的变化を捨象し、当該期の女性一般の性格を論じる方向でなされる場合が多いようで、それ以外は論点や方法論が分散化していることもあって、全体のイメージが

抱けるレベルには達していないように思える。

本論では、現存する『看聞日記』によって追える応永二三年（一四一六）から嘉吉三年（一四四三）までの約三〇年間について、崇光院の院御所が変質した宮家の政治的・空間的変化をフアクターとして加えながら分析していく。さらに室町殿を核とする公武社会の構築、それは尼たちも含めた当時の京都に君臨する支配階層の女性たちの世界にも及んでいたものであり、それらとの関係も見ながら検討を進めていきたい。

第一章 女房たちの構成

数多く登場する『看聞日記』（以下、単に『日記』表現する）の女房の記事から、宮家に仕えていたらしいそれを抽出し整理すると、表1のようになる。

中世の内裏や院、さらに摂関家などに仕える女房にはランクがあり、上臈・中臈・下臈という大きく三つに区別されていたことが知られている。二条良基（一三二〇～一三八八）作と伝える『女房の官しな事』⁹⁾には、そのランクによって女房の呼称が決められていたことが知られるが、あくまで目安だったようで、上級公家やここで扱う宮家の場合、個々の「家」の事情によって変動があり、この書に示される基準をそのまま適用して分類するのは問題があらう。そ

こで『日記』の記事の中にそのようなランク分けを窺わせるようなものはないか見てみると次のようなものが参考になるようである。

① 「先_レは一献以前覧_二吉書_一、其儀定直〔布衣〕・〔庁官〕氏郷〔衣冠〕参、入_二吉書於管_一、於_二中門_一重賢請取之〔布衣〕、伝_二隆富朝臣_一〔布衣〕先覧_レ之、持_二参付_二女房_一、春日殿常御所_二持_二参〔中臈可_二取次_二也、而上臈持_二参、違_二先例_一越度也〕、覧_レ之返給、隆富朝臣付_二重賢_一、於_二中門_一重賢加_二下書_一下_二主典代_一…」（永享七・一一・一九、〔〕内は割注、〔〕内は傍注、以下同じ）

② 「抑毎年佳例有_二一献_一、宮中男女御極進_レ之、…抑夜吉書覧_レ之、定直〔布衣〕・氏郷〔束帯〕持_二参、於_二中門_一重賢〔布衣〕請取、隆富朝臣先覧_レ之、付_二女房_一奏_レ之〔公卿座垂_二御簾_一、自_二妻戸_一奏_レ之、女房近衛持_二参、抑女房ハ内侍可_二請取_一也、而上臈持_二参、違_二先例_一之由、永基朝臣申、右衛門督可_二持_二参_一也、此次第二只女房とあり、上臈・中臈事不_二覚悟_一、越度也）、常御所持_二参、入_二管如_レ例、覧_レ之返給、近衛隆富朝臣_二返給_一、重賢書_二返抄_一如_レ例、氏郷_二返下_一、賜_レ禄、馬〔代〕・太刀、畏申退出、殊更祝着之儀珍重也、…」（永享八・一・一一）

史料①は、足利義教の後援によって京中に御所を得ることができた貞成が、伏見から移住した日の記事で、その移徙の儀の一環として新御所で吉書を覧じたことを記したものである。家司がまず目を

室町時代の女房について (松 蘭)

表1 宮家の女房一覧

〈上臈〉

女房名	出自	配偶	兄弟・姉妹	子女	備考
(廊御方)	三条実音女	栄仁親王	公教	用健(永享3,3,1入滅、56歳)	【改名】廊御方→宝珠庵(蒼玉庵)多年梅津湯陽院にいたが「窮困」によって伏見に移住(応永27,2,16、71歳)。
廊御方	? (注1)	栄仁親王	?	権野寺主(応永30,9,12入滅)	延文2(1357),2,18光厳・崇光而上皇崩落後しばらくして出仕。【改名】近衛→廊御方(応永26,1,10)応永23,11,20落髪・応永32(1425)閏6,2退出(「自十一歳祇候、已六十余年奉公之勞多年」)・正長1(1428)年死(永享6年に七回忌)
東御方	三条公豊女(*)	栄仁親王	実豊他 *系図①参照	恵舜藏主(応永24,6,20死去) 他「御僧両三人」	【改名】対御方→東御方(応永26,1,10) 応永23,11,20落髪・永享13,5,27逝去(79歳)
上臈	一条家庶流(本證院)	治仁王	?	鳴滝殿(智親)・岡殿(真栄)・智恩寺(智久)	【改名】今上臈→上臈(応永26,1,10)、永享4,5,9懐妊した室町殿仕女の上臈として迎えられ退出。
南御方	庭田経有女(母飛鳥井雅家女)	貞成親王	庭田重有	入江殿(性恵)・彦仁(後花園天皇) 他	【改名】今参→二条(応永26,1,10)→南御方(正長1,7,28後花園践祚直後に改名?)→叙従三位(永享6,3,16)→准后(文安1,4,26)→女院号宣下(文安5,3,4、敷政門院)文安5,4,13崩(59歳)
春日	庭田重有女(母内裏御乳人)		庭田重賢他 *系図②参照		【改名】今参→春日(正長1,7,28後花園践祚直後に改名?)→二条(嘉吉3,1,2)
近衛	田向経良女		田向長資他 *系図②参照		【改名】近衛→一条(嘉吉3,1,2)
新中納言	飛鳥井雅世齋子(弟の女)				永享7,6,14初参(「宗西堂(飛鳥井親類)頻被執申」による)【改名】今参→新中納言(永享7,10,1)
新大納言	庭田重有女	禁裏姫宮御介錯	庭田重賢他 *系図②参照		【改名】小今参→あちや(永享8年より)→新大納言(嘉吉3,1,2)
二条	橋本実郷女(西園寺庶流)		橋本公国他		永享9,12,29初参。*父実郷、同10,3,30任参議(52歳)「下御所前御臺(日野宗子)祇候」が露顕し退出させられる(永享10,6,29)。
あかこ	田向長資女?		田向経秀他		永享7,11,6に田向長資は11歳の娘を宮家女房としての出仕させることを希望したが、まだ年少なので成長後必ず認めることを「約諾」して貞成は断っている。この子があかこであるとするれば、永享11年頃(15歳)出仕したのであろう。
かふろ	?		?		嘉吉3,12,26以前出仕

注1；横井清氏は日野西資国女に比定されているが、彼女の関係者には四条家所縁の者が多い。

〈中臈〉

按察局	土御門禪門女				応永23,9,30「去年退去す」
小今参	「高土佐守親類」				応永26,2,29初参(14歳)、同27,6,9退出。
右衛門督	冷泉永基女		冷泉永親・石清水財園寺坊主		永享4,2,24初参(20歳)、永基夫妻「頼望申」による(2,19)。【改名】今々参→右衛門督(永享5,1,1)
今参	五辻教仲女 *教仲父朝仲は源経有子		五辻重仲		永享4,1,22以前出仕。 永享6,8,10「局之気二違」だったので追い出される。
新大夫	和気茂成女				永享7,12,24初参(11歳、「茂成朝臣望申」) 【改名】小今→新大夫?

〈下臈〉 I 局女 ★：密通により退出

女房名	出自・配偶	所属	備考
别当(法名:妙理)		東御方(元貞成母西御方の局女)	応永28,4,22「計会」により「扶持」が難しくなり、暇を出して退出。山村辺りに小庵を建て移住し、寿藏主が「毎事扶持することになったという。
中殿	故四条隆持旧妾	近衛局	応永31,4,29今日退出、山田香雲庵へ移住した。栄仁親王の時代から廊局に仕え、世事取り仕切ってきたが、80歳に及び余りに「老屈」のため退出した。
?	?	南御方?	応永32,閏6,12初参。
小督★	「但馬庁女」	南御方	永享3,11,14真乗寺の麗首座の「引導」により初参。永享7年「老母」の病氣と称して退出、懐妊の噂があり、庭田青侍藤兵衛重氏(禅啓子、浄喜弟)と密通したことが判明(4,28)。
中将★	「越前者」	南御方	永享7,5,25光照院上臈の「伝達」により初参。「中臈若女也」【改名】今参→中将(永享7,10,1)。嘉吉3,4,3「旧冬」から暇を願い出、堅留于今祇候「心操神妙」などで強く慰留していたが、里(舍兄)からも退出させるように強く言ってきたので退出。しかし、「快賢所行」であったことが判明(4,4)。
?	「老女」	南御方	永享7,5,16岡殿の「引導」により初参。
?		内裏姫宮	永享7,2,12初参
宰相		東御方	永享13,2,6以前に出仕。
大進		南御方?	嘉吉1,5,21以前に出仕。

〈下臈〉Ⅱ 女官

女房名	出自・配偶	子女	経歴
賀々	庭田重有妾	光蔵主・珊侍者他6～7人	【改名】賀々→内裏御乳人(正長1,7,28後花園踐祚前後)
あちや	冷泉永基妻		「往昔此御所女官也」(永享3,1,24)
めめ	?	広時(田向家青侍、猶子)	永享3,4,8に出産、「隠密退出」(同4,10)。
めこ	?		永享4,12,7 惣得庵の「引導」によって初参。同7,4,11暇を申して、そのまま帰参せず?
賀々	?		永享8,8,17退出「両三年祇候」
?	「南都之者」		永享7,5,13初参。
?			永享7,6,14初参(十五歳)。
?	「八幡物云々」		永享8,3,9初参。
?	?		永享8,11,28初参。
むめ			永享10,11,21以前出仕(上記のどれかであろう)
いと			嘉吉1,5,26以前出仕(上記のどれかであろう)
?			嘉吉3,4,7初参「小女」

〈下臈〉Ⅲ 乳人

	対象者	初参	出自	経歴他
女官(賀々)	貞成第1皇子(彦仁)	応永24,9,17以前	女官・庭田重有妾	応永28,12,20「若宮〔予第二宮〕」(彦仁、応永26,6,17誕生)の「御魚味」において「御乳母人〔賀々〕」が「御前物以下祿等」を賜わっている。
今御乳人	貞成第5皇女	永享4,2,9以前	?	第5皇女(ちよゝゝ)は永享2(1430)年11月15日に誕生。岡殿入室によって岡殿に入り、「不義」により退出(永享9,4,22・4,23)
今姫宮御乳人	貞成第6皇女	永享6,11,3	田向仕女・承泉*妻	「今姫宮」は同6,10,4誕生。
今御乳人	内裏姫宮	永享6,12,15	?	乳が細くなったので別のものと交替させられる(永享7,2,12「乳細成之間被替」)
新参御乳人	内裏姫宮	永享7,2,12	熊野の人	永享7,6,11暇を申し退出。 「以前御乳人、十四五之比、病惱十五度までよみ帰、熊野人之間、那智瀧ニうたれなとさまさま祈禱して本復、于今無為云々、此事自然物語ニ白状申間、東御方、公方にて被物語申之間、如此之物被召置不可然之由有御沙汰云々、仍自入江殿被召替新参候、不思議之間聊記之」(永享7,7,10)
姫宮御乳人	内裏姫宮	永享7,7,10	入江殿の紹介	嘉吉元年、不義によって追い出されるが、嘉吉3年、伊予局の取り成しにより免じられ再出仕(嘉吉3,8,13)

* 田中承泉、伏見の地侍小川禅啓(地下政所)の養子。

その他

芝殿	芝俊阿の近親者	田向経良妻	新内侍*母(応永27,10,30他界「杉殿召仕」)	応永23,2,17「多年不参」、春日祭に参向して帰路立寄った勾当局と共に「珍敷客人」として参る。永享8,7,25以前、出家隠居した経良と離縁?
----	---------	-------	---------------------------	---

* 新内侍=応永25,7,2「故宮内卿朝仲朝臣息女」「内侍長階局子」(「局子」)

通した吉書を女房を介して貞成に献じ、貞成がそれを覽じて返すという儀式なのであるが、本来ならば、「中臈」が取次ぐべきなのであるが、「上臈」の「春日殿」という女房が取次いでしまい、それは「越度」であると反省している。ところが、次の史料②のように、①の翌月、仙洞の儀に倣って始めたと思われる年始に際しての吉書^⑩においても、また同じことを繰り返してしまったことが知られる。この時は、「近衛」という女房が取次がせたが、やはり「上臈」であり、先例と異なることを冷泉永基という貴族に指摘され、どうも貞成が持っていた「次第」に単に「女房」が取次ぐとあったので貞成は深く考えず、「中臈」に持参させるべきを誤ってしまったというのである。

ひと月もたたないうちに同じ過ちを二度も繰り返したのは、いくら京都への移住という宮家にとつての大事業で大忙しだったにしても変であり、恐らく史料①の記事の割注は、史料②の段階で指摘を受けてから付記した可能性が強い^⑪。それはともかく、これらの記事から知り得るのは、宮家においても女房たちの上臈と中臈の区別があったこと、春日・近衛は上臈で、史料②に見える右衛門督は中臈と認識されていたこと^⑫、そして京都移住以前は、この区分は年中行事の場においてそれ程強く認識されていなかったのではないか、ということがある。

次にここで確認された上臈・中臈の区分を別な記事に援用して、宮家の女房全体の区分を考えてみよう。

表2は、宮家恒例の元日の儀で、原則宮家に仕えるすべての侍臣・侍女とともに新年を祝い、白散と強飯を供する儀式の中の女房名を記した部分を、記載された順序のまま抽出して並べたものである。「日記」では、次に提示した史料③のように参加した宮家の人々の名前が、最初に女房(日記ではしばしばまとめて「女中」と記される)、次に男性の侍臣(同様に「男共」と記される)、そして地下の者たちの順で記されており(宮家の皇子女が出席すると女房の前に記される)、それぞれのカテゴリー内では、必ず位が高い順に記載するという原則があったようである。この原則は他の儀式や遊宴に際して参加者の名前を列挙する場合においてもほぼ守られているようである。

③ 「早旦祝着如^レ例、其後供^ニ白散〔茂成朝臣調進〕・強飯等^一事々如^ニ佳例^一、南御方・東御方・近衛・春日・右衛門督〔仕女着^ニ湯卷^一、近年無沙汰、今春着^レ之、珍重也〕・御乳人、前源宰相・庭田宰相・田向三位・隆富朝臣・重賢・経秀・行資・承泉等候、
 ……(永享六・一・一)

表2の永享五年以降を見ていただくとわかるように、先ほど確認した上臈・中臈の区別を適用すると、列挙した女房名の春日から左が上臈、右が中臈以下ということになる。とすれば、永享五〜七

表2 女房の序列

年次・貞成年齢	記 事	*太字は南御方(庭田幸子)、()内は年齢。	備 考
応永23, 1, 1	45歳	なし	男性侍臣のみ列挙。 *当主栄仁親王(66歳)
応永24, 1, 1	46	「女中、新尼公、号樹酌不候、或祇候、云年始、云代始、祝着之儀雖不相替、心中旧事恋慕而已」	男性侍臣のみ列挙。 *当主治仁王(37歳)
応永25, 1, 1	47	なし	男性侍臣のみ列挙。
応永26, 1, 1	48	「仕女、对御方(57)・近衛(68?)・今参局(30)」	
応永27, 1, 1	49	「仕女、東御方(58)・廊御方(69?)・二条殿(31)・今参(9)・小今参」	旧廊御方 (栄仁仕女、宝珠庵)71歳
応永28, 1, 1	50	「仕女、東御方(59)・廊御方(70?)・上臈(25?)・二条(32)・今参(10)」	
応永29, 1, 1	51	「東御方・廊御方・上臈・二条殿・今参」	
応永30, 1, 1	52	「東御方・廊御方・上臈・二条殿・今参」	
応永31, 1, 1	53	「東御方・廊御方・上臈・今参」	
応永32, 1, 1	54	「東御方(63)・廊御方(74?)・上臈(29?)・二条殿(36)・今参(14)」	二条は前年12,14に出産、 里出(庭田)中。
		*応永33~永享2年は日記なし。 永享3年は抄本のためか1,1には節会と院御薬の記事のみ。	
永享4, 1, 1	61	「南御方(43)・東御方(70)・上臈(36?)・近衛(?)・春日(21)・御乳人(37?)」	
永享5, 1, 1	62	「南御方・東御方・近衛・春日・右衛門督[今々参、今日付名(20)]・御乳人」	
永享6, 1, 1	63	「南御方・東御方・近衛・春日・右衛門督[略]・御乳人」	
永享7, 1, 1	64	「南御方・東御方・近衛・春日・右衛門督・御乳人」	
永享8, 1, 1	65	「南御方・近衛・春日・新中納言(22?)・右衛門督・小今[茂成朝臣息女{十一歳}]」	東御方は室町殿に出仕。
永享9, 1, 1	66	「南御方((48)・近衛(?)・春日(26)・新中納言((23?)・あちや(新大納言15)・右衛門督(24)・小今(12)・{内裏}御乳人」	
永享10, 1, 1	67	「南御方・今参[橋本中将息女]・近衛・春日・新中納言・小今・{内裏}御乳人」	
永享13, 1, 1	70	「南御方(52)・東御方(79)・近衛(?)・春日(28)・阿茶(新大納言17)・あかこ(?)・新中納言(25?)・右衛門督(26)・新大夫(14)・御乳人(46?)」	貞常(17歳)
嘉吉3, 1, 1	72	「女中候」	
文安5, 1, 1	77	なし	院としての拝礼の記事のみ。
宝徳2, 1, 1	80	なし	院としての拝礼の記事のみ。

*廊御方；応永32(1425)年の退出時に「自十一歳祇候、已六十余年奉公之勞多年」とあるので、この時点で74歳くらいと想定。

*上臈；応永18年出仕、翌年には姫宮を出産しているので、15歳くらいで出仕と想定。

*御乳人；庭田重有の妾として生んだ春日は長女と考えられ、出産時点で16歳と想定。

*新中納言は、永享7年の初参時に「年齢廿許」とあるので一応22歳と想定。

年期には、南御方・東御方・近衛・春日が上臈の女房で、右衛門督・御乳人が中臈以下となる。

第二章 上臈の女房

④ 「晩乗」船、予・宮御方・〔入江殿〕方丈・今御所・〔真乗寺〕御沙弥〔只今入来〕、南御方・西雲庵・近衛・春日・〔飛鳥井〕今参・〔庭田〕小今参・右衛門督・御乳人・如浄・麗首座、源宰相・三位・行豊朝臣・隆富朝臣・有俊・重賢・経秀・行資・珠藏主等参、…」（永享七・九・八）

この史料④は、宮家の人々が客人と共に御所の水辺を船で楽しんだ際の記事であるが、貞成(予)に次いで、貞常(宮御方)以下の皇子女、南御方以下女房たちが列記され、新参の女房であることを示す^①小今参・小今参が加わっているが、右衛門督よりランクが上なので彼女より上に記されることになる。表1で示したように、今参は新中納言、小今参は新大納言と名付けられ、表2から知られるように、年齢は若いが大納言の方が身分が上なので、女房名が正式に付けられるとポジションは逆転することになる。この二人は他の記事からも上臈であることが知られ、大体永享期を通じて右衛門督が中臈の筆頭にあつたと見なしてよいようであり、このように名前が日記に記載される女房は中臈以上と考えることも可能である(中臈と下臈の区分は後述する)。

『日記』では、「仕女」と表現される女房たちであるが、その場合、単なる当主に仕える女房という広義の意味でのそれと、当主の妻妾の意味合い込めて狭義で「仕女」と使う場合もあるので注意を要する。すでに諸書で指摘されているように、中世に入ると天皇の正式な妻にあたる皇后や中宮が置かれなくなり、侍女の中で天皇・上皇の子をなした者のうち、その皇子が登極した場合、国母として准后や女院の称号が与えられ、正室的な地位におかれることはあるものの、それ以外の侍女における妻妾か単なる侍女かの区別は極めて曖昧な状態に置かれていた。

崇光院の後宮を引き継いだ形の伏見宮家においても同様の状況であり、『日記』の最初の頃に見える父榮仁親王が当主の時代、そして短期間ながら兄治仁当主の時代、さらに貞成が継承した段階以降においても永享期まではおおむね正室であることを明確に表記された仕女は存在していない。ちなみに、当主の広義の仕女から、兄治仁の場合の今上臈、貞成の場合の今参(後の二条)というように、皇子たちの仕女(狭義)も選ばれている。ただし、貞成の子女をほぼ独占的に生み、その子が登極するという幸運に恵まれた南御方は永享期を通じて一種の正室化が意図的に行われているようである。

彼女が准后・女院号を得る以前に正室と扱われていく過程については後述する。

(一) 局女 (付) 女官・乳人

上臈の女房の内、御方とよばれる当主の子女を儲けた女房たちは、特定の「局」を与えられ、そこに局女とよばれる下級の女房を置き、日常の雑事を行なわせていたようである。表Ⅰの下臈Ⅰに見えるように『日記』を通じて九人の局女がいたことが確認されるが、女房名を与えられないうちに退出してしまつた者もあり、女房名がわかる者は六人である。いずれにしても女房名で『日記』に記載され、その内、小督・中将などは『女房の官しな的事』では中臈以上の付名とされるが、宮家では局女にも与えられている。ただし、彼女らは表Ⅱに明らかかなように元日の行事にも参任していたのかもしれないが名前は記されないで、中臈より下と見なされる人々である。

宮家の経済状態が悪かつた応永期において、局女を置くことができたのは、東御方と廊御方だけであつたようである。彼女らは、栄仁親王の子を儲けたためか、親王から宮家の所領の一部を給付されておき、その収入から局女を抱えていたのではないだろうか。本来もつとおきたいのであろうが、一人が精一杯だつたようで、それでも表ⅠのⅠに示したように東御方の局女別当は経済的に扶持が難しくなつたので解雇されている。貞成の兄で短期間で亡くなつた先代

の治仁王の仕女(三人の皇女を儲けた)上臈と呼ばれる女性も、貞成の仕女二条(後の南御方)も応永期には局女は確認できない。ただし、二条の場合、後述するように応永三二年閏六月二日、廊御方の引退に伴つて宮家の「宮中家務事」を受け継いだ直後、名前は知られないが局女が雇い入れられており(表ⅠのⅠ)、本来ならばもつと早く雇うべきだつたのであろうが、当時の宮家ではそれが限界だつたのであろう。

なお、局女は、例えば東御方の局女別当が以前、貞成の母西御方の局女だつたように(応永二八・四・二二)、上臈の局間で相伝される場合があつた。

局女が、局を与えられた上臈の女房に属するのに対し、他の下臈の女房である女官・乳人については統属関係は不明であるが、女官は独立して存在したらしく、大体定員は二名であつたらしい。出自については不明な場合が多いが、表ⅠのⅡに見える「めめ」のように地下の青侍を猶子にしているので大体このクラスの出身であろう(乳人も同様)。

彼女らは中臈以上の女房と異なり、正式な女房名は与えられなかつたようである。『日記』で表記される場合は、名前は局女と同様記されるが、位置は中臈以上の女房を表す「女中」ではなく、その後記される男性の侍臣の後に記される場合が多い¹⁶⁾。女官の職務

は不明である。

乳人は、「御」の字が冠されているように、宮家の皇子女の養育係であるが、実際に授乳も行う乳母も雇われていたようである(永享七・二・一二)。応永期、女官賀々は、第一皇女(あこ、後の入江殿性恵)・第一皇子彦仁の乳母だったことが知られ、このように女官が乳母を兼任する場合もあったことが知られる。彼女は、庭田重有の妾であり、女房の春日を含め応永三〇年段階ですでに六・七人の子を産んでおり、その後も応永三二年(三・一六)、永享二年・三年(九・二五)と少なくとも三人産んだことが『日記』から知られる。恐らく一〇人くらいの子の母となっており、同時期、宮家の他の皇子女の授乳・育児も任せられていたかもしれない。応永期に彼女以外に治仁の皇女たちや貞成の皇子女の乳人を確認できないのもそのためだろうか。もしくは、正式の乳人を雇わず地下の者が授乳を担当し、下臈の女房たちが育児を兼ねていたのかもしれない。

応永期の宮家には、応永一九年生まれ(治仁第一皇女(鳴滝殿智観)から三二年生まれの貞成第二皇子貞常まで八人の皇子女がいた。それに女官賀々の子供たちを含む庭田家や隣家の田向家も含める随分多くの子供たちが邸内を遊びまわっていたに違いない。宮家の日常はさながら小学校のようににぎやかだったであろう。

局女・女官・乳人の上下関係ははつきりしないが、女官賀々から

永享期に内裏御乳人となった女性は常に下臈の女房たちの中では最上位に位置するものの、一般的には局女が上位で、乳母・女官は同じ程度と見てよいのではないかと思われる¹⁸⁾。

(二) 経済基盤

上臈の女房は、すでに触れたように宮家の所領の一部を御恩として与えられ、その収入でもって宮家の様々な恒例・臨時の行事を分担していたようである。

『日記』から判明する彼女らの所領は、表3の如くである。

応永期においては、宮家の外にいた栄仁親王の仕女の一人勾当内侍(典侍禅尼)・東御方・廊御方の三人しか所有が確認されない¹⁹⁾。二条(南御方)・今参(春日)の場合、確認されるのは永享期以後であり、表3に明らかのように、春日の場合、廊御方の所領「播磨国衙別納市余田」が彼女の没後、彼女の懇望により老後の引退先である伏見の尼寺香雲庵に彼女の死後十三回忌まで知行され、それを引き継ぐ形で所領をもらったらしい。南御方の場合も同様のようで、応永三二年(一四二五)に亡くなった勾当内侍(典侍禅尼)の御恩「播磨国衙別納比地御祈」がやはり彼女の懇望により弟の円光院亮範が彼女の三回忌まで知行を許され、その後宮家に回収された後、東御方に与えられ、さらに東御方が嘉吉元年(一四四一)に亡くなった後に南御方に譲られたのである。

表3 女房の御恩地

女房名	御恩地	伝領関係	備考
勾当内侍 (典侍禪尼)	伏見荘満枝名	死後(応永31,8,28)、子の用健(大通院住持)知行(永享3,3,1死)→南御方(「外居ニ相計了」)→大通院に「半分」寄進(永享4,9,6)。	
	播磨国衙別納比地御祈	死後、弟亮範(円光院大納言法印)に譲与→その死(応永32,10,1)後、三回忌を経て宮家に返還→東御方(永享7,3,27)→死後(永享13,5,27)、南御方(嘉吉3,9,14)	
廊御方 (元近衛)	播磨国衙別納市余田	死後十三回忌まで山田香雲庵(住持が廊御方猶子)が知行→二条(元春日)の御恩地(嘉吉3,4,13)	
	山城国武藏堀池仕丁卅人	廊御方の御恩であるが権野寺主が「召仕」→死(応永30,9,12)後、鳴滝殿(治仁王第一宮)に寄進(応永31,10,4)。	室町院領「此地花園院以来、永円寺ニ有御寄附、預所職者勝阿知行、人夫者是へ召仕者也」(応永24,10,17)
	近江国塩津荘	死後七回忌まで香雲庵知行→宮家へ返還(永享7,6,17「七廻去年満了」)。	
東御方 (元対御方)	禅照庵領	東御方の申請により「禅照庵領敷地等」を「永代可管領之由」安堵(永享8,閏5,12)。	
	播磨国伊和西	東御方の「御恩地」として見える(嘉吉3,5,27)	元杉殿(源資子、栄仁母)所領(高松宮所蔵文書)。
上臈 (元今上臈)	確認できず		
南御方 (元二条)	近江国山前庄	山前南庄の土貢の内「貳千疋」を南御方に「小御恩」として進める(永享3,6,27)。	室町院領
	昆布干鮭公事	「年貢月宛四千二百疋」(永享8,5,16)の内「千疋」を「南御方料所」とする(5,25)。	
	播磨国衙別納比地御祈	永享13,5,27東御方死去以後	
	尾張国英比郷	「勅裁」により南御方の料所となる(『建内』嘉吉1,閏9,27)	熱田社領
春日 (後の二条)	播磨国衙別納市余田	永享12年、廊御方十三回忌以後(嘉吉3,4,13)。	
近衛 (後の一条)	尾張国熱田社	その内千疋(宝徳3,10,16付御書状案)	
	若狭国松永荘	その内「田むきの入道とり候五百疋」(宝徳3,10,16付御書状案)	室町院領
内裏御乳人	伊勢国車(栗真)庄	内裏女房としての御恩(永享2,10,16「女中御恩支配」)、「御恩冬分、外居等千六百疋」(閏11,4)	天皇家領
	若狭国吉田三宅荘	「室町殿申御沙汰」により「内裏御恩」として「一所拝領」(永享6,3,6)	後小松院の御所侍が「当知行」であるが、元は院の御乳人の御恩であったという(同前)。

女房の御恩としての所領は一期分(本人のみの知行)が原則であることは、繰り返し貞成も『日記』の中で触れているが、長年世話になった母の如き女房たちの懇望を無下に断ることができず、本人の七回忌もしくは一三回忌を目途に本人が指名した関係者の知行をしばらく許している。

それでは南御方や春日、それに上臈(治仁仕女)は所領を与えられるまで、さらに所領の給付が確認されない中臈以下の女房はどのような経済基盤によつて女房としての職務を遂行していたのであろうか。南御方・春日は庭田家の出身であり、庭田家は宮家の重臣として宮家領を幾分か知行していたであろうから、その実家の後見があったのは確かであろうし、上臈の場合、亡くなった夫治仁

の分が与えられていたのかもしれない。ただし、女房には定期的に給料のようなものが与えられていたはずである。

永享四年七月一〇日条に「抑女房達〔東御方・近衛・春日・今々参・今御乳人〕御訪各五百疋、自当年山前頒給、奉書定直書之」と見えるのは、宮家の所領である近江国山前荘から上がる年貢の内、五〇〇疋ずつを、この年から中臈の今々参(後の右衛門督)や下臈に分類した乳人らを含む五人の女房たちに与えるというのであり、この「小御恩」(永享五・七・一八)を増額分と考えれば、これ以外にもこのような形で彼女たちに給料が支払われていたと推測することは可能であろう。

また、応永二六年八月三日条に「抑御返之御服〔仙洞・室町殿〕面々支配、若宮、女中〔東御方・廊御方・上臈・二条局・今参・小今参〕、長資朝臣、女官〔賀々〕賦之」とあるように、八朔の贈答に際し、仙洞や室町殿からの御返は贈った分より多く返ってくるのである。特に衣服の類は必ず女房その他に分け与えられ、それらは換金されて、今でいう夏のボーナスのようなものとなっていたのではない²⁰。ただし、中臈及び下臈の中では乳人・女官には配られているが、局女は確認されない。局の主人から間接的に分け与えられていたものと推測する。

永享期に入ると後花園天皇の実父の「家」ということで政治的な

地位は格段に上がり、恐らく後小松院(後光厳院流)への對抗策の一つとして将軍義教は積極的に崇光院流である伏見宮家を後援した。その一環として頻繁に義教やその室(上様)から贈り物が届くようになり、例えば「公方より被_レ進之間、殊更為_レ祝着_レ賦_レ之、予一重、南御方一重、近衛・春日・新中・右衛門督〔内裏〕御乳人各一ツ、給、重仲御服被_レ下、賀酒申沙汰、南御方も一、重仲二給」(永享八・二・三)などのように、それらいただき物を侍臣や女房たちに分配する記事が『日記』に散見するようになる。女房たちも多分に臨時収入が増加したことであろう。

(三) 職務

彼女らの宮家の女房たちの日常における職務は意外と記されていない。食事を作ったり、縫物や掃除などは局に仕えるもつと下級の「下女」²¹の仕事であつたろう。後述する「宮中家務事」を掌る女房を除いて、もっぱら当主の相手をするというのが主要任務であろうか。平安時代の内裏と違って年中・臨時の行事も限られており、『日記』でも彼女らの名前が並ぶのはもっぱら暇を持て余している貞成を中心に催される様々な催し、例えば「順事」と表記される茶や粥などを内輪のメンバーで楽しむ食事会(?)に交替で頭人を勤めたり、頻繁に行われる遊宴や伏見の寺社で行われる祭礼、洛中洛外の寺社への物詣のお供や来客などに伴う頻繁な一献への参加などであ

る。

表4は、伏見宮家で開かれる様々な遊宴への女房たちの参加状況を屋外・屋内と分けて整理したものであり、これらは概ね貞成が中心となって催され、外からの客人や尼門跡に入室した宮家の皇女たちが実家に里帰りしてきた際に「御もてなし」²⁶⁾として行われることもあるが、多くは貞成の徒然・無聊を慰めるために催されたようである²⁶⁾。

これらにはその後「一献」が伴う場合が多く、往々にして「酒盛」「乱舞」に盛り上がり、時に「沈酔」「酩酊」に陥る場合もあった。特に双六などのゲームの場合、「懸物」が出され、負けた方が「負態」として勝った側に一献振舞うこともあり、負けた側が「妬」ということで再試合をもちかけ、更にまた「一献」ということになる。

この表4からはそれぞれの女房たちの個性や趣向のようなものも感じとることができよう。廊御方はすでに高齢でこれらの催しに積極的に参加はしなかったようであるが、今上臈(上臈)・近衛も年齢の割に(表2参照)参加は控えめのようなのである。それに対して叔母・姪の関係にある二条(南御方)と春日(二条)は、屋外・屋内にかかわらず積極的に参加するタイプだったことが窺われる。特に貞成の妻である二条(南御方)は双六が好きだったようで参加回数も多いが、調べてみると二四回のうち八回ほど勝っており、皇子女・侍

臣・女房が左右二手に分かれて双六を行う時は、一方を貞成がもう一方を彼女が「頭」を勤めることもあり(永享六・五・二四)、その際、夫を負かせることも度々あった²⁷⁾。かなり勝気で快活な女性であったのであろうか、別稿でも述べたように、南御方は貞成のお供で御所近辺の寺社などに出かけるばかりでなく、頻繁に洛中洛外の様々な場所に物詣に出かけており、どちらかというとな不精の貞成に比べてアウトドア派の女性であった。庭田経有の娘であるこの女性には、叔母が栄仁親王の母で崇光院の典侍、晩年杉殿と呼ばれた女性であり、崇光院やその家族・廷臣たちとともに早くから伏見に來住していたと思われる、

表4 伏見宮家の女房たちと遊宴

	在職年数	屋 外				屋 内				備 考
		乗船会	野遊び	猿桑見物	見物その他	双六	文字合	貝覆	香	
対御方(東御方)	21年	4	10	8	11	7	2	4	1	晩年の3年間は室町殿に奉仕
近衛(廊御方)	10年	1	0	0	3	0	0	1	0	
今上臈(上臈)	14年	3	6	4	3	4	4	2	1	
二条(南御方)	22年	7	14	8	20	24	1	4	2	
春日(二条)	19年	5	9	8	11	14	3	4	3	
近衛(一条)	12年	3	4	1	7	1	1	4	2	
右衛門督	9年	1	2	4	2	2	0	0	0	
新中納言	6年	1	0	0	3	0	0	0	0	
賀々(御乳人)	22年	3	1	4	10	7	0	0	0	

もしかしたら伏見で生れ育ったのかもしれない²⁸⁾。

女房たちは別に遊んでばかりいたわけではない。宮家の年中・臨時の行事に男性の侍臣と共に勤めるべき所役があった。ただし、例えば貞成の皇子女の髪置や「深剪(深曾木)・魚味などの通過儀礼の所役は基本的に男性の侍臣、特に田向家の者が勤めることになっており、『日記』を見る限り、女房の所役はかなり限られているように思える。この点、次の史料⑤は様々なことを示唆しており興味深い。

⑤ 「今夜節分也、…抑鬼大豆打事、近年重有朝臣無_レ何打_レ之、仍任_二近例_一可_レ打_レ之由仰_レ之処、強非_レ可_レ勤_二仕_一事、必所役_レ之様被_二仰下_一由申、有_二腹立_一之氣、御所侍所役也、可_レ被_レ仰_レ之由申、先例不_レ審_二之間、廊御方尋_レ之、常御所・御学問所・御湯殿上ハ女房(小上臈)打_レ之、御所中ハ御所侍(御所預)為_二所役_一打_レ之、勿論也、常御所御所侍打事先例不_レ聞及_二云々、此旨重有朝臣仰_レ之間閑(閉)口、常御所許打_レ之、自余所々御所侍打_レ之、向後女房可_レ令_レ打_レ也、自今以後為_二存知_一記_レ之(応永三三・一・八)

節分の豆まきについての記事である。近年庭田重有が担当していたが、今年になって豆まきは自分のような殿上人の所役ではなく、御所侍が行うべきだと腹を立てた。そこで先例を確認してみよう

廊御方に尋ねてみたら、「常御所・御学問所・御湯殿上」は小上臈の女房が担当し、その他の御所内は御所侍の所役であるという。ただし常御所を御所侍がまくという先例は聞いたことがないということ、重有は押し黙ってしまった。結局、重有は常御所を担当し、それ以外は御所侍がまくことになったのだが、先例では女房がまくべきなので、これからはそのように変更しようという内容である。

女房の手が足りないのか、間にかこうなってしまったのか、それとも他に理由があるのかわからないが、本来女房の所役であったものが、いつの間にか男性の侍臣がすることになってしまった

た。表5に見えるように、正月の齒固の儀の陪膳も、応永期には記事が簡略で詳細は不明であるものの、大体田向長資や庭田重有が

表5 正月齒固の陪膳

年	日	陪膳役名	備考
応永27年	6日	田向長資	応永期のこの年次以外は儀式が行われたことのみ記す。
永享4年	2日	庭田重有	「役送行資」
永享5年	7日	田向長資	
永享6年	4日	近衛	「御前物(為久調進)」
永享7年	4日	庭田重有	
永享8年	?	(記事なし)	京都移住直後で日記に書き忘れたか。
永享9年	2日	近衛	
永享10年	2日	春日	「御前物(為久調進)」
永享13年	7日	春日	
嘉吉3年	2日	二条(元春日、同日改名)	「御前物(為久調進)」

担当していたようであるが、永享六年から上臈の女房（近衛・春日）の担当に変更されたようである。表2に見えるように女房たちの世代交代が進んだこと、庭田重有や田向長資の官位が上昇し、内裏の公事や禁裏小番への参仕など多忙になってきたことなどが理由であろうか。

宮家へ来客があった場合、貞成に侍して、時に貞成に代わって接客することも彼女らの職務の一つであった。ただし、身分の高い客の場合、貞成への取次を行なっている事例もあるが、『日記』に「見参」と表記されて現れる事例は、来客者が彼女らの何らかの関係者である場合が多いようである。来客者自身が彼女らの縁を通じて貞成に面会を求めている場合も多かったであろう。

例えば、東御方・廊御方が対面した円光院法印堯範は、貞成は初めて対面したが、彼女らは「自レ元智人」であった。⁽³¹⁾ 東御方の場合、三条西公保・三条実雅（永享五・一・一〇）・三条実勝（実益）など実家の三条家の関係者が来訪した際には、「見参」し「一献」でもてなす場合が多い。

永享期になると、「正室」的な立場で接客することが多くなる南御方（応永期は二条）であるが、応永期における接客の記事は極めて限られており、彼女の母の兄弟である建仁寺正恵西堂や娘（第一皇女）が入室している入江殿の尼で東御方の妹という円修房という

尼が、その娘を迎えに来たので「見参」したという記事（応永三・九・二〇）が見えるくらいである。

また、このような関係者以外の来客で、女房が「見参」している相手には尼の場合が多いように感じる。男性の僧以上に貴顕の邸内に入りしやすいためであろう、この時代の尼たちは使者としてしばしば貴顕の「家」間を往来する。宮家にも多く来訪するそうした女性客には、女性たちが応対する場合が多かったようである。

（四）里下り

女房たちは、実家との関係を保ったまま宮家に出仕しており、前述したように実家の関係者が訪れてくることもあれば、時折、所用で里に戻り、何日間か「里居」することがあった。宮家の女房では中臈以上の女房にそのような里下りの記事が見えており、それらを女房別に整理したものが、表6である。

南御方や春日が見えないのは、実家の庭田家が宮家の御所の隣で、日常的に出入りがあるので書くこともなかったからであろう。宮家が伏見から京都へ移転した際も、庭田家は宮家の近辺に屋敷をもらって移転するので状況はそれ程変わらなかったはずである。近衛の実家田向家も同様であるが、永享四年は病気で長期にわたったこと、永享八年・同一〇年の場合は、里下りというよりは、離れて暮らす両親に会いに行ったものである。大体、里下りの理由として

表6 女房の里下り

女房名(出自)	年月日	帰参	理由	備 考
東御方 (三条家)	応永25, 6, 21	7, 10	法事	「三条故内府入道(公豊公)十三廻、来廿四日也」
	応永32, 2, 16	2, 25	法事	「亡母卅三廻為仏事云々」
	永享4, 2, 12	2, 17	法事	南御方・春日・御乳人等とともに室町殿涅槃講聴聞
	永享4, 10, 13	10, 20	法事	「北野御経聴聞、以次三条へ被出、暫可被逗留云々」
	永享5, 8, 9	8, 28	法事	「数日里居活計歟、自去比脚氣瘥、起居不合期、於三条医師対面、服良薬、減氣也」(8, 28)
	永享6, 2, 1	3, 24	室町殿へ参向	「南御方・春日帰参、一昨夜室町殿参、…此間活計之式被語、東御方三条へ行、可逗留云々…」
上臈 (摂家一条家庶家)	応永29, 4, 14	4, 19	?	「邂逅出京有何事乎」
	応永32, 10, 14	10, 28	?	「上臈里へ被出、暫可逗留云々」
近衛 (田向家)	永享4, 9, 9?	9, 27	病氣	「近衛局数日里居、違例本復之間帰参」(9, 27)
	永享8, 3, 5	3, 8	父・母との面会	「近衛伏見へ下、前宰相密々上洛云々、為見参歟」(3, 5)「近衛帰参、兩三日八幡留云々…」(3, 8)
	永享10, 2, 1	2, 2	母との面会	「近衛局八幡参[老母里可留云々]」
右衛門督 (冷泉家)	永享6, 6, 11	7, 7	?	「当年未出」
	永享7, 6, 26	7, 4	?	「東御方室町殿へ帰参、右衛門督里へ出、東御方伴申、永基朝臣宿所へ東御方入申云々、…」
	嘉吉3, 6, ?	12, 13	病氣	「自去六月依違例里居、本復之間参」(12, 13)
新中納言 (飛鳥井家)	永享8, ?, ?	4, 13	?	「此間里居、帰参」
	永享8, 12, 13	12, 20	?	「新中納言帰参、飛鳥井先日渡御無為殊快然云々、御贈物折紙一見、重生濟々驚目了」(12, 13)
	永享9, 5, 25	5, 25?	親類の死	「抑飛鳥井中納言妻、今夕頓死云々、新中納言俄言之間里罷出、未無触穢之儀云々、歸帰参、自今朝有違例、晩景死去云々、不便々々、飛鳥井ハ不可触穢、雅親他所へ出云々」
	永享9, 7, 12	?	弔問	
	永享10, 7, 14	7, 15	連絡	7, 14「明日御法楽延否、飛鳥井ニ相尋」・7, 15「御歌明日云々、詠草則遣之」
	永享10, 9, 25		内々の依頼	「文永二年禅林寺殿七夕七百首有不審事、若有御本者、可申出之由申」

は、近親者の法事や自身の病気による療養などが多かったようであるが、飛鳥井家出身の新中納言の場合、和歌関係の用事で貞成と実家との連絡を兼ねていたようである。

「里」には、女房たちの実家以外に次のような場合もあった。

応永期には女官かつ宮家の皇子女の乳母を勤めていた賀々は、後花園天皇踐祚と共に内裏の御乳人として宮家と兼参し、両者の連絡係を勤めることになる。伏見の地下の出身らしい彼女は、宮家京都移住と共に宮家内部に局をもらっていたが、実家と遠く離れることになり、次の史料⑥aのように内裏の援助を得て御所の近辺に新たに「里」を設けることにした。

⑥a 「御乳人里を儲、一条辺家買得云々、内裏御助成被下云々」(永享九・一・二六)

b 「御乳人里、今夜移住云々、珍重也、但茂成朝臣暫預云々」(同九・三・四)

c 「…抑〔内裏〕御乳人以外違例之間、宿へ退出、近日風氣恐怖無極、早速本復念願、女官〔いと〕違例退出、旁計会也…」(嘉吉一・五・二六)

d 「將亦御乳人事、在家比興之在所ニ寄宿不レ可然、禁裏為御乳人ニ外聞実儀不レ可然事也、念可レ易レ宿之由被ニ仰下、仍宿近辺相尋、さりぬへき所あれとも、方角悪之間不レ可レ叶、旁周

章也、御返事先尋試之由申入」（嘉吉一・五・二八）

この場合の里は、史料⑥cには「宿」と見えるように、彼女にとつては待機場所的なものであったようであるが、史料⑥dに見えるように流行り病で里下りした際に、「在家比興之在所」で内裏の御乳人との住まいとしては外間が悪いと批判が出て、然るべき場所を探したがなかなか見つからず、結局、医師の和気茂成の宿所を借りることになった（嘉吉一・五・三〇）。他の伏見から連れて行った下級の女房たちもこのような「宿」的な「里」を持つていたのではないだろうか。

第三章 女房の採用と改名

(一) 女房の採用

次に中臈の女房のことについて述べるべきなのであるが、表1の中臈を部分を見ていただく明らかなように、全体として数は少なく、特に応永期には置かれていなかったようで、これは宮家が経済的に不如意で、なかなか雇えなかったというのが現状ではないだろうか。

表7は、『日記』に見える宮家の女房採用の状況を編年に追ってみたものであるが、応永期においては、庭田重有の娘を採用しているが（表7の1）、七歳であり上臈女房見習いといったところであろう。恐らく叔母の二条（後の南御方）のもとで、いまだ行儀作法を

しつけられていたレベルと思われる。

表7の2及び次の史料⑦aに見えるように、応永二六年二月、「宮中無人」、つまり宮家の女房が不足しているので、田向経良の妻で芝殿とよばれる女性の仲介により、「高土佐守」の親類の一四歳の少女を「御下」として雇用した。彼女は「御下」とされるが、表2の応永二七年一月一日の項で「小今参」と名前が挙げられて他の上臈の女房の後に列挙されているので、下臈ではなく中臈あたりにランクされる女房と考えられる。

⑦a 「今参小女〔十四歳〕初参、宮中無人間三位拳申、芝殿召具参、高土佐守親類云々、為御下召仕之」（応永二六・二・二九）

b 「抑小今参今日退出〔去年初参〕、此事依計会、扶持不甲斐之間、母来片時可见参之由申、其ま、逐電了、宮中就闕乏之間、無力次第也」（応永二七・六・九）

ところがその翌年、史料⑦bに見えるように、突然退出してしまつた。何故かというところ、「扶持不甲斐之間」つまり「扶持」（給料）に不満があつたらしく、母が来たのでちよつと会いに行くとつてそのまま逃げたといふのである。宮家の「闕乏」（経済的困難）が理由では貞成もどうしようもないと嘆くばかりであつた。このように中臈以上の女房を雇おうにも経済的に許されないというのが応永期の宮家の実情であつた。

室町時代の女房について（松 蘭）

表7 女房・女官の採用

ノ	女房名	ランク(所属)	出自(年齢)	採用年齢	仲介者	初参日次	備 考
1	春日	上臈	庭田重有女	7歳	貞成の所望	応永25,12,26	後に二条と改名。
2	小今参	中臈	「高土佐守親類」	14歳	芝殿	応永26,2,29	応永27,6,9退出。宮家の「闕乏」により、経済的に満足に雇えず、母親にちょっと会いに行くとかけてそのまま戻ってこなかったという。
3	小督	下臈(南御方局女)	「但馬庁娘」	?	麗首座(真乗寺)	永享3,11,14	小川重氏(庭田青侍)と密通、懐妊し逐電(永享7,4,28)。
4	今参	中臈	五辻教仲女・重仲妹	?	兄の重仲?	永享4,1,22以前	永享6年7月「局之氣二違」い退出(永享6,8,10)。
5	右衛門督	中臈	冷泉永基女	20歳	内裏御乳人	永享4,2,19	父母の懇望により「宮中計会」であったが出仕を許す。
6	めこ	下臈(女官)	?	?	惣得庵	永享4,12,7	
7	新大納言	上臈(禁裏姫宮付)	庭田重有女	15歳	父親もしくは南御方?	永享6,12,26	春日の異腹姉妹、「禁裏姫宮御かいしやく」として召し置く。永享7年まで小今参とよばれ、同8年に入って「あちや(阿茶)」とよばれるようになり、嘉吉3年、新大納言と名付けられた。
8	?	下臈(南御方局女)	?	?	岡殿	永享7,5,16	南御方局女、「老女」
9	中将	下臈(南御方局女)	「越前者」	?	光照院上臈	永享7,5,25	「中臈若女也」(永享7,5,25)「旧冬」より退出を希望、9年も祇候し「心操神妙」な女性だったので慰留してきたが里の舎兄も強く言ってきたので退出を認めるも(嘉吉3,4,3)、「快賢」の所行であったことが判明(4,4)。
10	新中納言	上臈	飛鳥井雅世の弟の娘	20歳?	宗西堂(飛鳥井親類)	永享7,6,14	権中納言飛鳥井雅世の「舎弟」(10,1「田舎二下向為武家人」)の娘(永享7,6,14)。10,1新中納言と名付ける。貞常の女房と兼任。
11	新大夫	中臈(御下)	和気茂成女	11歳	父茂成	永享7,12,24	永享10,11,28まで「小今」と見える女性が、同11・12年の間に「新大夫」という女房名を与えられものと考えられる。
12	?	上臈	久我前内府(清通)女	?	隆富	永享8,5,8	貞成は「半領状」するも、西雲庵と相談したところ、父親が「公方御意不快」により却下。
13	二条	上臈	橋本実郷女	?	入江殿方丈(崇光院皇女)	永享9,12,29	入江殿方丈により推薦(永享9,12,12)、参仕の日時勘申(12,19)、12,29初参。翌年、二条と命名(永享10,1,29)したが、6,29に「下御所前御臺祇候」が判明、「公方聞」然るべからずということ退出させた。

表1に明らかのように、応永二四年二月、兄治仁王の急逝によって宮家を継いだ際に、父の仕女(狭義)、さらに兄の仕女の今上臈(後、上臈)も含めて宮家の女房たちを引き継いだ。兄の相続の際もそうであったが、『日記』を見る限り誰一人入れ替えがあった訳ではなかったようである。彼は兄治仁の猶子として迎えられたらしいが、あくまで兄に何かがあった場合のピンチヒッターであつたらしく、治仁に男子が生まれればどうなるかわからない立場であつた。実際、治仁が急逝直後、彼の収骨の日に懐妊していた治仁仕女の今上臈が産んだ三人目の子が女子であつたため(応永一四・二・一七)、やつと宮家継承が確定したのであつた。その時すでに四六歳で本来継ぐべき立場でなかつたことを自覚していた貞成は、旧臣・旧仕女たちに気を使って何

かと前代の体制を維持しようと心掛けていたようで、女房たちも永期は前代の体制をそのまま維持しようとしたらしい。

彦仁即位後の永享期に入っても宮家の経済状態は相変わらず苦しかったのか、女房の採用は控えられていたが、表7の4に見えるように、永享四年正月二二日条以前に一人中臈の女房が採用されていた。五辻教仲の女で、兄重仲（永享五・一・一三）も宮家の近臣の一人であり、恐らくその縁で採用されたのであろう。しかし、彼女にもう一つ正式採用に躊躇させるところがあったのであろう、今参のまま二年以上がたち、ついに永享六年七月に退出することになってしまふ。「局之氣二違之間」⁽⁹⁾ 追出されたとあり（永享六・八・一〇）、南御方の機嫌を損ねたというのが理由であった。兄重仲がしばしば宮家を訪れ貞成に託びを入れ復職を願ひ、貞成も南御方にとりなしたが、ついに南御方の承諾を得られず、復職はならなかった。女房採用の権限については、南御方にイニシアティブがあったらしいことが窺われる記事の一つである。

表7の5に見えるように、永享四年二月、やはり宮家の近臣の一人冷泉永基の娘が、貞成は「宮中計会」⁽¹⁰⁾ などで決めたのだが、「父母」の懇望に負けて中臈の女房として採用された（永享四・二・一九）。すでに五辻重仲の妹が今参と呼ばれていたので、しばらくは今々参とよばれ、永享五年一月一日、右衛門督と命名された。永基の実父

正永も宮家に親しく仕え、永基の妻（恐らく右衛門督の母であろう）「あちや」も昔、宮家の女官だった女性である（永享三・一・二四）。

以上の二人に貞成の重臣庭田重有の娘（後の新大納言）を加え、永享四年～六年の間に中臈以上の女房を続けて採用しているが、主として宮家の近臣の娘や姉妹であり、これらは宮家側よりも提供する近臣側に主体性が感じられる。宮家の経済状態も熟知した上で、彦仁の即位ばかりでなく將軍義教の宮家への好意を察知した上で、宮家との紐帯をさらに深め、その将来に自らの将来を託したものと考えられる。

表7に見えるように、永享七年以降も毎年女房を採用していくが、上臈の女房については宮家に身近な人々ではなく、より広範囲な女性⁽¹¹⁾が紹介されてくるようになり、これは宮家の公家社会におけるステータスが上昇し、その経済状態もいささか改善されたことを示すものであろう。ただし、定着率は低下しているようで、特に永享八年以降、京都に移住し「公方」義教の近くに住むようになると、その意向を意識せざるを得ず、⁽¹²⁾ 採用条件が厳しくなったことが反映したものであろう。

なお、下臈については尼寺の仲介によって採用されることが多いようで、当時の尼寺の社会的機能を示しており興味深い。当時の尼寺には出家した女性のみならず、さまざまな所縁で多くの女性が出

入りして、彼女らに含まれる求職者を把握しており、一方で尼たちは貴顕の邸宅に頻繁に出入りして、そこでの採用情報も入手しやすかったからであろう。

(二) 女房の改名

宮家を含め内裏や院御所、室町殿や摂関家の御所などでは女房たちの名を、例えば主人の子を産んだり、年齢的に上がってきたりすると折を見て改名していたようであり、どのような名を与えるかによつてその女房への待遇、言い換えれば主人の意志を読み取ることが可能であろう。

貞成も宮家継承後、『日記』の記事を見る限り、応永二六年・正長元年頃、そして嘉吉三年と三度にわたつて女房たちをまとめて改名していることが確認される。表一でも各女房ごとに備考欄で示したが、それらを三回の改名ごとに整理したものが表8である。

⑧ 「抑女中名事、菊第・前源宰相・三位・源朝臣等申談、今日治定、対御方、東御方と付之、近衛局、廊御方と付之、今参〔故経有朝臣息〕、二条と付之、以三位面々示之、近衛御方名事、頗過分也、然而多年奉公及二代、宮中申沙汰忠勞難謝之間、如し此付了、且面々意見同心之間治定了、今参、大通院御傍人之間、上臈名付之、今上臈ハ只上臈と申」(応永二六・一・一〇) 史料⑧は、第一回目の応永二六年の改名を示す記事である。この

年は、貞成が宮家を相続し、それに伴う様々な諸事がやっと落ち着いた時期に行われたもので、特に近衛を廊御方と改めたことについては「頗過分」とあるように、多年の奉公と彼女が担ってきた「宮中申沙汰」の「忠勞」をねぎらつたもので、前代の女房たちを厚く遇することで旧体制の維持を貞成が内外に表明したと評価できよう。このことはそれぞれの実家・縁戚への配慮を示すものでもある。「対」御方から「東」御方と改めたのも一種の格上げと推測され、同じ文脈でとらえることが可能であろう。

第二回の改名は、廊御方より「宮中家務職」(後述)を継承した二条(南御方)が、宮家女房の中枢に据えられ、春日・内裏御乳人母娘が彼女を補佐する体制が整えられたもので、恐らく正長元年七月の後花園天皇踐祚の前後に行われたものと推測する。

ところでこの改名の際、何故、二条は南御方と名付けられたのだろうか。

『女房官しな事』には、「むきむきの名の事／北・東御方は上なり、南・西は聊方角にてはをとりたる也」とあり、北・東の御方が南・

表8 伏見宮家における女房の改名

応永26年(1419)		正長元年?(1428)		嘉吉3年(1443)	
旧	新	旧	新	旧	新
対御方	東御方	二条	南御方	春日	二条
近衛	廊御方	今参	春日	阿茶	新大納言
今参	二条	賀々	内裏御乳人	近衛	一条

西より上位にあるようなのであるが、宮家においてすでに「東」御方は埋まっており、残すは北か南・西であるが、「北」の場合、上級公家の三条家出身の東御方に対し、中級クラスの庭田家の出である二条を「北」⁴²にすることに批判が出ると配慮した結果ではないだろうか。「西」は貞成の亡くなった母の向き名だから避けたのかもしれない。ただし、表2にみえるように永享期以後の女房の序列は、南御方が筆頭となり、東御方の上に位置づけられている。

嘉吉三年の第三回の際には、庭田重有の娘春日に南御方（春日にとっては叔母）の元の名前「二条」⁴³を与え、後述する「正室」として地位に上昇しつつあった南御方の後継者として、宮家女房の東ねに位置付け、永享六年に一五歳で出仕していたあちや（阿茶）には、長年貞成の右腕として共に苦勞し、永享一二年に薨じたその父庭田重有への敬意を表し、その極官である大納言（内裏では筆頭典侍の名）を名として与え、庭田系の優位さを表明すると共に、同年齢の貞成の第二皇子貞常の室に、と考えての命名ではないだろうか。この新大納言は、後に貞常親王の子邦高の母となる庭田盈子であると考えられ、重有の死に際して何らかの約束なされたのではないかと考える。

貞成が宮家を継承する以前の女房の編成を推測すると、正親町三条公秀の娘（陽祿門院）が光厳の仕女として崇光・後光厳を生んだ

ことによる影響であろう、系図①に示すように正親町三条系の女性たちが宮家に多く入っていたことに気づかされる。貞成の母西御方（実治女）、宝珠庵（元廊御方、三条実音女、栄仁仕女、用健母）、東御方（元対御方、三条公豊女、栄仁仕女、惠舜他の母）らであり、宮家の女房、それも仕女として子をなした重要な地位の女房たちであり、さらに他にもいたのではないだろうか。⁴⁵

一方、貞成が継承した頃というのは、そうした三条家系の女房たちから、これまで紹介してきたような、栄仁の母杉殿の実家綾小路流の田向・庭田家の女性たち（系図②参照）と交替していく時期にあたっていたようである。表1・表2・表7を参照していただければわかるように、応永二三年以降、三条家関係からは女房（特に上臈）が供給されておらず、ほぼ綾小路流に占められていつていることがわかる。さらに綾小路流でも庶流の庭田家の方が勢力を拡大しているが、これは「正室」的地位に昇った南御方の影響力と、すでに触れたように田向家が將軍義教の不興を買い、宮家の臣として公的な場に出にくくなってしまったからであったようである。縮小化したとはいえ、伏見宮の後宮はそこに関係する貴族たちの政治的な力ぶつかる場であったことは確かであろう。そういう面では、永享期以降、庭田家の勝利と位置付けることができるが、庭田家の公家としての家格や政治力を考慮するならば、上級公家で、特に日野・

飛鳥井家などと共に將軍家と近い存在として勢力のあつた正親町三条家との關係がうすまったことは、宮家の政治力の相対的な低下と見なすこともできるのである。有力公家たちにとって、特に応永二〇年代の宮家は、一族の女性を強いて送り込む程の価値が感じられなかつたことを意味している。しかし、南御方を中心とした庭田家の女性たちの奮闘努力は、特に永享期において貞成と宮家をよく支え、その家の弱さを補つて余りあるものであつた。

第四章 家務権

(一) 家務権の継承

次の史料⑨に見えるように、応永三二年閏六月、廊御方は老齡の上、脚氣がひどくなり一一歳の時から六〇年以上にわたる宮家での奉公を辞めることを願ひ出た。実は去年から申し出ていたにもかかわらず、貞成は「宮中無人」だからと引きとめてきたのだが、病気には勝てず自ら退出されてしまい、貞成も事後承認という形で認めざるを得なかつた。

⑨ 「抑廊御方近年老屈脚氣興盛之間、自去去年暇事被申、宮中無人旁以不可叶之由申留了、此間脚氣猶再発之間、今日俄被退出、現病之上さのミ難抑留間、無力暇を免了、自三十一歳一祇候、已及六十余年一奉公之勞多年余波彼是離別落涙了、山田

〔号三香雲庵〕故坊主之時契約之間、彼庵ニ被移住、庵領事御恩之地事被申、有三子細、宮中家務事二条殿ニ与奪、每事雖無三方角無其仁間領状、自今日則被申沙汰、局へ行、祝着殊更有二猷、…(応永三二・閏六・二)

史料⑨に見えるように、廊御方は出仕を辞めるにあたって、「宮中家務事」を二条に与奪している。この「宮中家務事」という語は『日記』ではこの記事以外に見出すことはできないが、宮家内で女房から女房へ「与奪」されるような権限であり(ここでは家務権と概念化する)、当主の貞成もこの記事に見る限りタッチしていない。宮家の女房たちを理解する上で重要な問題に思われるが、これまでの研究ではその内実を論じたものは少なく、わずかに脇田晴子氏がこの時代の家政を取り仕切る女房についての研究⁴⁸⁾で触れられているものの、その職務に女房奉書を書くことが含まれていること、廊御方の宮家での職務内容は内裏の勾当内侍と大差ないもので、『日記』に見える廊御方の実績をまとめられ、「およそ家政機関のすべてをこなしている」と指摘されるにとどまっている。

すでに本論でもふれたように廊御方は上臈の女房であり、内裏の勾当内侍のような中臈クラスの女房とは異なっている。一方、脇田氏が指摘する女房としての廊御方の職務内容は、他の上臈の女房のそれとそれ程異なっているわけではない。当主の子を儲けたという

点では東御方も上臈も同じであり、表2に明らかのように、女房の序列という点では東御方が常に上である。年功序列なら東御方に与奪すべきであるが、二人飛んで二条に与奪されたのは何故なのか、もう少し検討してみる必要がある。

この「宮中家務事」と似た表現として、少し後の時代のものがあるが、『実隆公記』に見える「家中事」を実隆の妻（勤修寺教秀女）から嫡子公条の妻（甘露寺元長女）に委譲するという記事がある。これについてはすでに後藤みち子氏が「主婦権」と捉えて詳細に論じられているが⁵⁰⁾、記事では「家中事」が別な箇所では「家計事」と置き換えられており、経済的な側面での性格が強いと思われるものの、その「主婦権」の内容として、連歌会・和歌会の経営（茶菓の饗応・酒食の接待）、祖先供養、使用人の給分の分配、食費の運用などをあげられ、この時代の公家の家政全般にわたって、家長の指示のもとに責任者として「家」を取り仕切るものと意義づけられている。

宮家の場合、和歌や連歌の会、それに茶や粥で催される順事（食事会のようなものか）にしても頭人を決め、男女問わず参加者が交替で担当することが多いので、その辺事情が異なっている。宮家の祖先供養も崇光院流天皇家としてのそれは普通の公家の「家」と規模が異なっており、宮家の所領を宛行われた関係の寺院が行うが、それにかかる費用の出納を女房が行っていたという記事は『日記』に

見えない⁵¹⁾。この辺りのことについては、行藏庵の寿蔵主という僧がいろいろ関わっている記事が『日記』に散見する。使用人の給分の分配や食費の運用などの日常的な問題は『日記』にほとんど記されていない。しかし、そのことから逆に、こういう職務が「宮中家務事」として女房によって仕切られていたと推測することもできるであろう。『日記』に見る限り、廊御方の関係者として宮家を訪れる（者は、芳徳庵（御子左為定女）・四条（北畠）家関係者・「板倉入道（九州探題被官）・桃井（武家近習・息女を猶子）・「筑紫人妻」・惣得庵主・香雲庵主（秋原殿侍女）・宝蔵院塔頭御寮・宇治智恩院隆守僧正・安祥寺僧実意など公家から武家まで幅広い階層にわたっており、応永期では他の女房に類を見ない。彼女の出自は不明であるが、その長年にわたって掌った家務権の職務に由来する者も多かったのではないだろうか。

（二）家務権の内容 1 女房奉書の発給

廊御方やそれを受け継いだ南御方の女房としての行動を追っていくと、以下のような点がこの「宮中家務事」の内容として考えられるよう。

第一に、すでに脇田氏が指摘している女房奉書の発給がある。

表9は、宮家が女房奉書を発給したと確認される記事を編年順に並べたものである。表9の7・11・12のように、「女房奉書」とい

室町時代の女房について (松 蘭)

表9 伏見宮家発給の女房奉書

	年月日	内 容	備 考
1	応永23, 6, 11	豊原郷秋に伏見荘内「加納芹河一村」を「女房奉書」で安堵。	同時に奉行書下(田向経良)を発給。
2	応永24, 5, 4	薬玉を室町殿に献上。「女房奉書」を付す。	少納言入道常宗が取次。
3	応永24, 6, 22	広時に伏見荘下司職を「女房奉書」で安堵。	同時に奉行書下(田向経良)を発給。
4	応永24, 7, 1	「(三木)闕所下地小事御恩」を綾小路信俊に「女房奉書」で安堵。	
5	応永24, 10, 21	良明房に対し、法安寺住持職について「女房奉書」を賜う。	
6	応永24, 12, 12	御承仕明盛に対し、室町院領武蔵堀池の宮家知行分について安堵、「女房奉書」を折紙で書き与える。	明盛は「令旨」を所望。
7	応永26, 1, 14	伏見殿年頭に庭田重有を補任するにつき、内々「女房奉書」を以て命じる。	
8	応永29, 8, 29	力者有犬以下三人が、崇光院以来代々奉公していることを証明する「御書」を申請してきたので、「女房奉書」で認める。	同時に綾小路信俊書状を付す。
9	応永32, 7, 25	三木善理下司名の内、田地一段について訴訟があり、善理に「女房奉書」で安堵。善理、小一献を進める。	「二条殿書奉書(宮中奉行以後初度)」 ※史料
10	永享3, 4, 1	室町殿に岩梨一合進上。「南御方奉書」で「上臈」(三条尹子)へ申す。	※史料
11	永享3, 4, 14	室町殿より「蚊帳一〔赤色〕」を「上臈奉書」で賜り「南御方奉書」で御礼を申し上げる。	
12	永享7, 10, 13	持経が播磨国御別納摺谷保を知行することを「女房奉書」之様にて愚筆にて安堵。	
13	永享9, 4, 16	死去した宝泉の子顕慶が「伏見下地宝泉知行之分」の安堵を申請。「折紙〔五百疋〕・楯等」を持参、南御方へも折紙〔三百疋〕を献じてきたので「女房奉書、源宰相書下了」にて安堵。	
14	永享9, 10, 7	宝泉の子顕慶が坊号を宝泉としたいことを申請、許可を「女房奉書源宰相ニ被仰」。	
15	永享10, 4, 29	近江国無着院という比丘尼庵住持が南御方の御祈願所にしてもらいたいことを申請、世尊寺行資が執り申し「女房奉書」にて許可。寺僧が参じて「折紙」を進上。	同時に「源中納言(庭田重有)状」を発給。

う表現がなくても、女房が発給している奉書であるとわかるものもこの表に含めた。これら以外にも、ただ奉書を発給するという記事が『日記』には散見し、それらの中には女房奉書の可能性があるものもかなりあるが、ここでは一応省略した。

次の史料⑩は、家務権を引き継いだ二条が初めて女房奉書を書いて発給した際の記事であり、ここに見える「宮中奉行」が「宮中家務事」と同じ意味で用いられていることは明確であろう。

⑩ 「抑三木善理下司名之内、田地一段有訴訟事、此田地観勝寺多年当知行云々、然而文書支證等、崇光院以来不帶公驗之間不審也、仍善理任申旨賜安堵、二条殿書奉書(宮中奉行以後初度)、善理則小一献進之、：」(応永三二・七・二五)

この史料⑩では下司名内の田地一反を安堵された礼に、三木善理が「小一献」を進上しているが、さらに次の史料⑪では、亡くなった宝泉の伏見下地知行を継承することを安堵された嫡子顕慶が、貞成・南御方両方に金銭他を進上しているように、こうした安堵には収益が伴うものであった(他に表9の16など)。こうした安堵や補任などに際して献上された金品は家務権に伴う収入と見なしてよいのではないだろうか。

⑪ 「宝泉子(嫡子)顕慶参、宝泉忌中畢、不_レ相替_二可_レ致_三奉公_一之由申、伏見下地宝泉知行之分可_レ被_下安堵_一之由申、折紙〔五

百疋)・榎等持参、南御方へも折紙(三百疋)献之、初参之間召庭上、構見参、殊更給太刀、安堵事、女房奉書、源宰相書下了(永享九・四・一六)

⑫ 「自室町殿 鮎魚五十賜、今上臈奉書南御方へ被申、勸修寺事々敷之間、内々被申、向後も内々事可申次云々」(永享三・三・一四)

史料⑫は、永享二年頃から始まり、永享期を通じて多数みられるようになる室町殿との贈答に際して、この永享三年三月以降、美物(魚・鳥や松茸など美味しい食べ物類)などを贈り合うような「内々事」は、一々勸修寺経成を介すると「事々敷」きことなので、義教の室今上臈と南御方のそれぞれの奉書ですませることにしようという内容である。表9の11に見えるように、この史料⑫に答えて宮家から「岩梨一合」を贈った際には今上臈宛の「南御方奉書」が添えられ、さらに室町殿から到来した「蚊帳一(赤色)」も「上臈奉書」で賜り、それに対して「南御方奉書」で礼を申し上げている(表9の12)。以後、贈答に関する奉書について触れた記事は見えないが、恐らく煩雑なので『日記』では省略されたが、ほとんどすべての贈答に彼女らの奉書が添えられていたことは確かであろう。南御方は、この室町殿の今上臈と永享二年の歳末から書状のやり取りも始めており(永享二・一二・二六)、やがて永享四年には年始の賀札のやり取りに

発展する(永享四・一・八)。この今上臈の背後には当然義教がいるのであって、今上臈は個人的に南御方と交際を始めたのではなく、義教が選んだのであり、この選択には今上臈の「正室」化の過程でなされ、さらに義教の対内裏政策にもリンクするものである。この選択には、南御方に家務権を掌る女房以上の何かを期待することになるのである。

この室町殿とのパイプは、女性たちの間だからこそ設定できたものであり、後に宮家にとって室町殿との関係が良好かどうかを計るバロメーターの一つとしても重要であった。

(二) 家務権の内容 2 その他

第二に宮家の女房たちの管理があげられよう。

すでに女房の採用の項で述べたように、五辻教仲の女は一旦は採用されたものの、南御方が気に入らなかったようでも退出させられ、近臣の重仲が妹のために貞成に懇願し許してくれるよう取り成しを請うたがだめであった。

近衛と右衛門督も次の史料⑬にみえるように「宮仕不義」があったので、怒った貞成は二人を局に「追籠」めたが、近衛の父「前宰相」(田向経兼)が内裏御乳人を通して詫びを入れ、南御方も執りあげて「切諫」すべき点を挙げ、永久追放するほどのことではないといろいろ説得したので、貞成も仕方がないと許すことにしたのであ

る。ここでは南御方の取りなしが効果をあげているようである。

⑬ 「重賢・行資・基祐・御乳人石山参、近衛・芝殿自二十日参籠云々、

抑近衛・右衛門督就_二宮仕_一不義之間、此間局_二追籠了_一、前宰相就_二御乳人_一歎申、南御方執申切諫之趣条々令_レ申、然而永追出_二不_レ及之間、免許可_レ有_二御計_一之由令_レ申、…近衛局帰参、右衛門督同免了」(永享七・五・二三)

女房の採用についても南御方に大きな権限があつたのは確かなようである。

やはり、女房の採用の項で触れた冷泉永基の娘(表7の5)の場合、内裏御乳人を通して宮仕えを望んできた永基夫婦に対し、「宮中計会」によって貞成は一旦は断ろうとしたのだが、「先日南御方宿所へ入申見参云々、此上者不_レ可有_二子細_一、可_レ参之由令_レ申」(永享四・二・一九)とあるように、すでに永基らは南御方のところに娘を連れていき「見参」してしまっており、彼女の了承を取り付けてしまっていたのであろう、貞成もしがふ_二認めざるをえなかつた_一のである。

第三に宮家の応接間としての局の提供があろう。

応永期の『日記』を見ていくと、廊御方(元近衛)の局でしばしば一献が行われていることに気付く。これは他の女房にはない現象で、最初は単に廊御方が社交的なのか、酒好きだった、とか考えていたが、どうもそうではなさそうである。

応永二四年に貞成の代になってから以降、同三二年に退出するま

で、ざっと拾っただけで六五例以上、時に酔った流れて「押入」(応永二四・三・二六)・「推参」(応永二七・一二・一八)し一献、そこでは局女の老尼たちが「乱舞」する(同二四・四・三)。初雪が降れば一献^⑭、地下の者たちの祝いでもその局が用いられ、女房たちの物詣などの際の「饌送」(応永二六・三・一六)、そして「坂迎」(応永二六・三・一八)、方違えに入つては一献^⑮、遊覧から戻つてきて一献^⑯、楽(雅楽)の練習を終えて一献(応永二九・三・七)、「徒然」でもやつぱり一献(応永二九・三・四)となる。

老齢な廊御方は、自らは野遊びや物詣などになかなか出かけないが、皆が戻ってくるのを局で一献を用意して待っているであろう。彼女の局は皆の憩いの場であつたのだろうか。このような廊御方の局で一献の中で、毎年大体同じ日に行われる、日常の局におけるそれら一献を象徴する年中行事化したものが確認されることも注意すべきである。

その一つは、八朔の翌日、八月二日に行われる御憑一献であり、『日記』に見えるその記事を編年順に並べたものが表10aである。これは家務権を掌る女房が当主に対する八朔の御憑の一種ではないかと考えられる。そして応永三二年、すでに家務権の与奪が行われた後の八月、南御方が初めてこの八月二日の御憑一献を進めたというこ

表10a 八月二日御憑一献

応永23~25年	記事なし。
応永26, 8, 2	廊御方二日憑一献如例
応永27, 8, 2	有一献、是廊御方二日御憑如例
応永28, 8, 2	廊御方二日御憑一献如例
応永29, 8, 2	廊御方二日御憑一献如例
応永30, 8, 2	廊御方二日御憑一献如例
応永31, 8, 2	廊御方二日御憑一献如例
応永32, 8, 2	二日御憑、二条殿一献進之、前々廊御方一献被進、任佳例、※この年以後、幸子が担当?
永享2・3年	記事なし。
永享4, 8, 2	南御方二日御憑、一献如例
永享5, 8, 2	南御方二日御憑、一献如例
永享6, 8, 2	南御方二日御憑、一献如例
永享7, 8, 2	宮御方・南御方、二日御憑如例、有一献
永享8, 8, 2	南御方二日御憑、一献如例
永享9, 8, 2	南御方二日御憑一献如例
永享10, 8, 2	南御方二日御憑、一献如例
嘉吉3, 8, 2	南御方二日御憑一献如例

とが表10aに見えている。以後、この日の一献は南御方の職務となつていくことが表から推測される。

もう一つは、正月から二月にかけて、日取りは一定しないが大体、春分以前に日取りを決めて行われる節養という酒宴であり、『日記』に見える宮家関係のそれらを編年・主催者別に整理したものが表10bである。これも応永期は廊御方が主催

表10b 宮家の節養

	廊御方	南御方	春日	その他
応永28年 (春分2,12)	1,28(貞成以下)	×	×	×
応永29年(2,22)	?	×	×	6,9 田向家(延引、貞成以下)
応永30年(2,4)	2,1(貞成以下)	×	×	×
応永31年(2,15)	1,26(貞成以下)	×	×	×
応永32年(2,25)	6,14 (延引、貞成以下)	×	×	×
永享3年(2,3)		?	×	1,22 法安寺
永享4年(2,13)		1,2(貞成以下)	×	1,23 田向家(南御方) 2,22 庭田家(貞成以下) ※
永享5年(2,24)		1,2(貞成以下)	×	1,20 大光明寺 1,22 法安寺 2,19 庭田家(貞成以下)
永享6年(2,5)		1,2(貞成以下)	×	1,8 庭田家(若宮・南御方以下) 1,20 大光明寺 1,22 法安寺 2,6 庭田家(貞成以下) ※
永享7年(2,17)		1,2(貞成以下)	×	1,7 庭田家(南御方以下女中) 1,20 大光明寺 2,5 法安寺 2,13 庭田家(貞成以下)
永享8年(2,28) (京都)		1,7(貞成以下)	×	1,26 庭田家(男共) 1,29 庭田家(南御方・宮御方・女中)
永享9年(2,9)		1,14(貞成以下)	1,5(南御方)	1,2 庭田家(南御方以下女中) 2,5 定直(源宰相以下)
永享10年(2,20)		1,14(貞成以下)	1,13(南御方)	1,5 庭田家(南御方以下女中) 1,9 庭田家(男共) 1,22 定直(源宰相以下)
永享13年(2,22)		1,14(貞成以下)	1,12 (南御方以下女中)	1,4 庭田家(南御方以下女中) 2,4 定直(重賢・男共) 2,6 永基(男共)
嘉吉3年(2,14)		1,14(貞成以下)	1,5(貞成以下)	1,4 庭田家(南御方) 2,12 定直(永基以下)

※()内は節養に招かれた人々。

し、永享期は南御方に代わっている。応永三二年の家務権の与奪に伴うものかについては、この年はすでに閏六月以前に済んでいるので『日記』からは確認できないがそのように考えてよいであろう。

本来、男性の側、つまり有力な廷臣⁶¹も主催して当主以下を招いていたと考えられるが、応永期には二九年に田向家が一度行っている以外確認できない。主人以下かなり大人数を招いての酒宴で経済的に余裕がなければ無理なので、応永期には正式な形では難しかったのであろう。⁶²

表10bに明らかのように、永享期に入ると庭田家が催す節養が恒例化し、さらに永享六年からは、当主貞成以下を招請するものと、南御方以下を招請するものの二回催すようになり、この二回目については、貞成は『日記』に「今日之儀自前々超過、祝着無極」(永享六・二・六)と記し、「超過」であるとしながらも祝いの儀が盛大化したことを喜んでいる。永享九年から春日(庭田家の出)が南御方以下を招いて節養を開始する。永享一〇年など南御方も含めれば、庭田家関係で四回催していることになり、前述した宮家内部における庭田家の勢力拡大を誇示・象徴する場となったであろう。そして南御方を主客とするようなこのような酒宴は、南御方が従来のような一仕女ではない地位に上昇しつつあったことを示すものではないだろうか。

(四) 「正室」への上昇

表2に明らかのように、永享期に入ると南御方は東御方の上に位置づけられ、宮家女房の筆頭の位置に立つ。応永期においては家務権を掌っていた廊御方でも東御方の次に位置していたから、天皇の実母という立場を考慮したものと説明することも可能であろう。ただしこれだけでは女房たちのトップという地位にすぎないとも言えそうである。

嘉吉年間に入っても、対外的には『建内記』に「南御方(伏見宮御妾、禁裏御実母)」(嘉吉一、閏九・二七)と見えるように、「妾」であった。たまたま貞成の場合、宮家の内外に他の「妾」はいなかったが、他の仕女との間に子を儲けていたならば、南御方は「妾」の一人にとどまっていたであろう。最終的には、文安元年(一四四四)四月二六日、南御方五五歳の時、准後の地位を与えられ、単なる女房としての身分を越えることで、「正室」的な地位を確立するが、それ以前の段階でも、これまで見てきたように他の女房とは異なる存在に上昇しつつ(させられつつ)あった。

まず、永享六年に「多年本望」であった従三位に叙せられている(永享六・二・二三)。ただし、このような高い位階であっても、過去には二位くらいまで昇った女房は結構確認される。しかし、彼女の場、この時の宣下が將軍義教の「正室」的地位にあった「上様」(三

条尹子」と同日に行われたことが重要であろう。すでに義教にとつて煙たい存在であった後小松院は永享五年一〇月二〇日に崩じており、崇光院流の宮家に対してより積極的に天皇家嫡流として遇することを表面化させつつあった。その一環として一種のデモンストラーションと見なすことが可能であろう。

室町殿の意志を看取できる史料は他にもある。次の史料⑭は、永享七年の一二月、いよいよ伏見から京都へ移住となり、ひとまず方違えのために貞成一家は室町殿に入ることになったが、その前に義教から入江殿今御所（貞成第一皇女性恵）が宮家の女房たちのことを聞かれ、当時室町殿に祇候していた東御方が「三人」いますと返答し、その局の割り振りを指示されたという記事である。

⑭ 「抑今御所入来、女中事有御尋、三人候之由東御方被申、仍局御支配、対屋妻姫宮達、二間近衛、三間御乳人、四間春日、五間東御方可候云々、南御方ハ一御方ニ可有御座云々、是までの御計珍重也、…」(永享七・一二・一七)

ここで「女中事」とされるのは、史料⑭に見えるように、対屋の二間から四間に局を割り振られた近衛・御乳人・春日を指すのである。南御方は「三人」は含まれず、部屋も「一御方」へ別に設定された。

永享五年正月、南御方は初めて室町殿に参上し、義教に对面、以

後様々な機会に貞成に代わって(当主本人が出向くと大仰になるので)、頻繁に室町殿を訪れることになる。当時、女性が室町殿に賀礼などのために出向くことは珍しいことではなく、「女中・尼達群参」(永享九・八・二三)、時には「女中けしからず群参」(嘉吉一・三・二二)という場合もあり、女房や尼たちが公家や武家、尼門跡などの使者として室町殿に詰めかけていたのであった。そして、南御方が上様に賀状を送っていたことは前述したが、永享八年には義教へも直接賀礼を進めることになり(永享八・一・五)、その公的なポジションは決定的なものとなったといえよう。すでに宮家の他の女房とは隔絶した地位にあり、他の女房には変わることでできない立場を確立していたのであり、それは「正室」として見なしてよい地位なのではないだろうか。

おわりに

伏見宮家の女房たちは皆とても個性的であり、活動的かつ魅力的で興味深い。

本稿では紙面の都合で、東御方や上臈・春日、内裏御乳人などについて個別にその女房としての事跡を検討することはできなかったが、それぞれが宮家の中だけではなく内裏や室町殿を舞台に活動し、やや気弱な当主を助けて奮闘していた。他の男性の廷臣たちと変わ

らず、いやそれ以上に宮家を支える大事な存在であったと考えている。恐らく宮家における彼女たちの重要性を一番認識し、そして関心をもっていたのは貞成であり、他の公家の日記以上に彼女たち女房のこと、時に乱舞する老局女のことまで『日記』に記そうとしたのだと思われる。これはこの宮家の特殊性なのか、当時の女房たち、さらに狂言などで「わわしい女」と表現されるこの時期の女性たち全般に共通する性格なのかは判断が難しいが、貞成は宮家の管理者として女房たち全般の行動を記録しながら、時にその個性にひかれ、職務的なラインを越えて筆をすべらせたと考えて相違あるまい。貞成の筆まめなことには読むたびに驚かされるが、朝廷の儀式・公事と関わりのない「家」の内外についての多くの記事を読んでいると、可能性としてその筆を宮家の女房たちに手渡すこともできたのではないかと考える。特に本論で述べた家務権を掌る女房の局は、宮家全体の応接間でもあり、そこで宮家における人の出入りは把握されていたであろうし、当主の命を奉じた文書もここから発給される。「家」の記録がここで営まれてもおかしくない状況が生み出されつつあったと考える。

一方、南御方の「正室」化の問題は、宮家の「家」としての構造が本来の院御所のそれから撰閥家などの公家のそれに近づいていたことを示唆するように思われる。貞成の跡を継いだ貞常以降の伏見

宮家がどのような形態をとっていたのかはこれからの課題であるが、近世へと続く世襲宮家の祖としていかなる「家」として存在していたのか興味は尽きない。

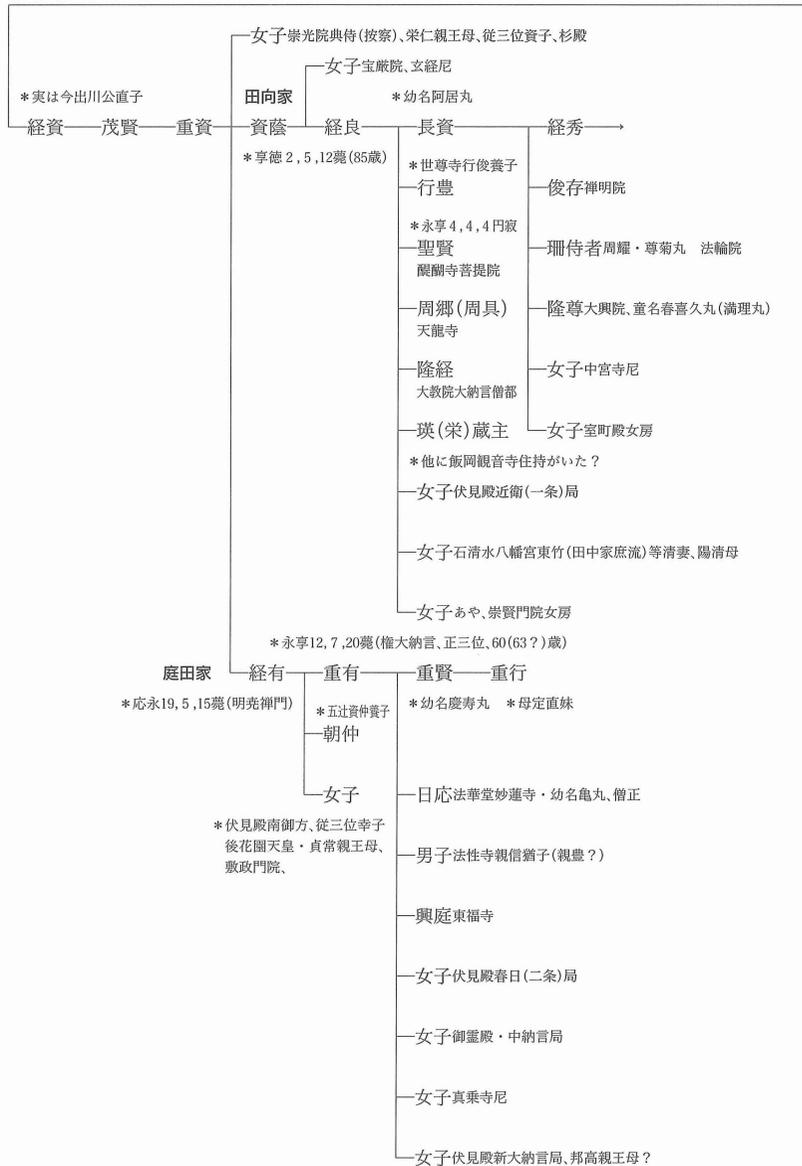
貞成の代の宮家は、兄治仁王の娘たちも含め、皆京都内外の尼寺に入室したため、娘たちの里下りなどに伴って大勢の尼たちが宮家を訪れ、宮家の女房たちも出家した彼女らの世話のために頻繁に入江殿や岡殿などの尼寺を訪れている。都の内外の尼寺には天皇家や室町殿、そして撰閥家以下の公家や武家たちの娘が大勢入室し、また同じようにそれらに仕える女房たちも出入りしていたであろう。

彼女たちのフットワークの軽さは驚くばかりである。以前、南御方の物語について調べたことがあるが、春日や内裏御乳人をお供に、伏見から清水寺や七観音などの京都内外の寺社を詣でるばかりではなく、石山寺から長谷寺、さらに伊勢神宮まで足をのびしており、『日記』を見る限り京都近郊からほとんどの出ることのない貞成とは対照的である。そこでも同じように詣でてくる多くの女性たちと交流があったであろう。彼女たちは宮家の連歌場には出てこないが、あちらこちらの寺社(尼寺を含む)の境内や堂内、権門以下の邸宅の奥など、社交の場としていた多くの空間を持っていた。彼女らのネットワークは、将軍家・天皇家・撰閥家以下の公家・武家、寺社(尼門跡や坊官・神官の「家」)などに横断的に張り巡らされていたといっ

室町時代の女房について (松 蘭)

系図② 宇多源氏綾小路流田向・庭田家系図

宇多天皇—敦実親王—源雅信—時中—濟政—資通—政長—有賢—資賢—時賢—有資



〔注〕

- (1) 『日記で読む日本中世史』第一〇章(元木泰雄氏と共編著、ミネルヴァ書房、二〇一一)
- (2) 松蘭「中世の宮家について―南北朝・室町期を中心に―」(『愛知学院大学人間文化研究所紀要・人間文化』二五、二〇一〇)
- (3) 現存のものは後土御門天皇の文明九年(二四七七)より残存。日記については注(一)の脇田晴子一九九二参照。
- (4) 松蘭『日記の家―中世国家の記録組織―』(吉川弘文館、一九九七)第七章。
- (5) 奥野高広『皇室御経済史の研究』正(国書刊行会、一九四二)、同『戦国時代の宮廷生活』(統群書類従完成会、二〇〇四)、角田文衛『日本の後宮』(學燈社、一九七三)など。
- (6) 吉野芳恵「室町時代の禁裏の女房―勾当内侍を中心として―」(『国学院大学大学院紀要』一三、一九八二)・同「室町時代の禁裏の上臈―三条冬子の生涯と職の相伝性について―」(『国学院雑誌』八五―二、一九八四)、脇田晴子「中世女性の役割分担―勾当内侍・販女・勸進比丘尼―」(『日本中世女性史の研究』東京大学出版会、一九九二、初出一九八五)・同「宮廷女房と天皇―『御湯殿の上の日記』をめぐって―」(『日本中世女性史の研究』東京大学出版会、一九九二、木村洋子「後土御門天皇の大納言典侍・広橋頭子について」(『総合女性史研究』七、一九九〇)・同「室町時代中・後期女房職相伝をめぐって」(『家・社会・女性』吉川弘文館、一九九七)、後藤みち子「中世後期の「家」と「主婦権」―三条西家の場合―」(『中世公家の家と女性』吉川弘文館、二〇〇二、初出一九九三)、田端泰子「女房役割と妻役割」(『ジェンダーの日本史』下巻、東京大学出版会、一九九五)、桑山浩然「室町時代における公家女房の呼称」(『女性史学』六、一九九六)・同「三条公忠女殿子の後宮生活」(『女性史学』一一、二〇〇二)、鈴木智子「室町將軍家の女房について―義政期を中心に―」(『年報中世史研究』二五、二〇〇〇)、坂口佳世「南北朝期の後宮女性とその生活」(『滋賀史学会誌』一三、二〇〇二)、湯川敏治「『御湯殿の上の日記』に見る宮廷の女性たち」(『古文书研究』五六、二〇〇二)・同「戦国期の女官と女房奉書―『守光公記』に見る長橋局を中心に―」(『女性史学』一五、二〇〇五)・同「戦国期公家社会と荘園経済」(統群書類従完成会、二〇〇五)・『守光公記』掲載の女房奉書の意義」(『古文书研究』六二、二〇〇六)など。
- (7) 親王の御所だった伏見殿が応永二三年、ただの王の御所となった応永期、そして一転貞成の第一皇子彦仁の即位による天皇の実父の御所となった永享・嘉吉期と大きく区分される。
- (8) 伏見に所在していた御所が、永享七年(二四三五)末、京都に移転した。
- (9) 『群書類従』正編第五輯所収。
- (10) 以後恒例化、毎年この日に行われ、記事の残る永享九・一〇・一三年、それに嘉吉三年と中臈の右衛門督が取次いでいることが知られる。
- (11) 田代圭一「『看聞日記』に関する書誌学的考察」(『書陵部紀要』六一、二〇一〇)では、応永期の『日記』のみならず、永享期のそれにも清書の際の加筆の可能性が指摘されている。
- (12) 『女房の官しな事』では、右衛門督は上臈の付名となっている。表――に局女として見える別当という女房名は、『日記』文安五・二・二二や『別記』宝徳三・一・一二などでは、古書を取次いでいる中臈

の名と同じである。

(13) 西雲庵は尼であるが、入江殿今御所(貞成の娘性恵)の付添で地位が高いので上臈に入っている。西雲庵については田村航「西雲庵の素性」(『日本歴史』七三五、二〇〇九)に詳しい。

(14) 新参の女房はすべて今参とよばれ、二人いるとこのように若い方に「小」の字を頭に冠したり、今々参と呼ばれたりする。一種の試用期間らしく、しばらくすると女房名が付けられ、正式な女房として出仕することになる。この点については後述する。

(15) 南御方の局は、京都に移ってからは常御所の西向にあつた(永享八・五・二、同八・八・二八など)。

(16) 例えば、応永二四・九・一七には「来廿二日男共伊勢参宮云々、仍饌送一猷賜之、三位・重有・長資朝臣・寿蔵主・正永、女官〔賀々〕・局女〔别当〕、地下明盛・禅啓・広時・良村・善国等济々参云々」のように記されている。

(17) 応永三二・一・一九、応永二八・二・二〇など。賀々は、彦仁即位後、内裏の御乳人として活動することになるのも彼の乳人であったためであろう。

(18) 以下、参考までに下臈の女房の序列が示される記事をいくつか列挙しておく。

(ア) 応永二七・八・三「法安寺、東御方・廊御方・御寮、三位・重有朝臣、局女・女官〔女々〕等参」 *女々々目々。

(イ) 応永二八・四・八「熊野下向当所近辺行路也、仍密々見物二出〔乗輿〕、女中、東御方・廊御方・上臈・二条殿・芝殿・元経、〔山田御寮〕真幸、三位・重有朝臣・長資朝臣・寿蔵主・梵祐、局女别当・女官等面々歩行、地下禅啓以下四五輩参」

(ウ) 永享五・八・三「吉日間、今夜御服賦之、姫宮・東御方・南御方・近衛・春日・右衛門督・御乳人・今御乳・女官、経秀・行資等也、各祝着申」

(エ) 永享八・四・一六「岡殿風呂二入、源宰相・重賢・行資召具、南御方・近衛・春日・あちや・小今・御乳人・西御乳・局女等济々参、…」

(オ) 嘉吉三・三・八「…女中大原野花見、一条・新中納言・右衛門督・隆富朝臣・盛賢・曇花院御喝食?・中将〔局女〕・中御乳人等遊覧、今夜可逗留云々、…」

(19) 三人は、応永二四・一〇・二に「抑播州国衙別納檢注事、為御恩令知行男女二成下令旨、重有朝臣書之、雖非年預、檢注令旨彼朝臣一筆二書之」とあるように播磨国衙別納を「御恩」として知行していた「男女」に含まれていたであろう。

(20) 応永二四・一・二二、応永二七・三・一四、応永三二・八・九など。
(21) 実際、応永二七年当時生き残っていた父栄仁親王の仕女四人「宝珠庵〔号廊御方、儀同三司実音卿女〕・東御方・廊御方・典侍禅尼」を「吾繼母」であり孝行すべきと記している(応永二七・八・二五)。

(22) ただし、御返が遅れたり、時に贈答そのものが停止される場合もあった。特に応永二七年は、仙洞の御返が到来したのが二月も終わりの頃であり(応永二七・二・二四)、室町殿の場合も「飢饉」によって禁裏・仙洞や「御室・妙法院、其外室町殿親族門跡・執柄・三公以下近習公卿・殿上人」を除いて停止してしまった(応永二七七・二・二七、八・二)。このように毎年必ず入る収入として期待できるものではなかったようである。

(23) 乳母(永享五・八・三)、女官(応永二六・八・三、永享五・八・三など)。

- (24) 彼女たちの存在は何か事件に絡まないほとんど『日記』から窺われず、名前を記されることもない。永享一〇・九・二一に見える「局之下女」、嘉吉一・四・二〇にみえる「局召仕下女」(五・三・五・一三)くらいである。
- (25) 例えば永三〇・二・一七など。
- (26) 他にも伏見荘内の寺社の参詣・遊覧や花見・祭礼見物なども多数『日記』には記されているが、煩雑なのでここでは省略している。また、貞成は男性の侍臣だけを伴って出かけることも多く、伏見荘では毎日、至る所で貞成らが連れ立って遊覧している姿が見かけられたはずであり、地侍や農民たちにも親しい存在であったろう。
- (27) 永享八・四・八などは、貞成と二度勝負して二度とも南御方が勝っている。
- (28) 松蘭「伏見宮家の南御方―その物語を中心に―」(『朱』五五、二〇一―)
- (29) 和歌・連歌に造詣が深かったと思われる貞成に対し、南御方はその方面には苦手だった形跡がある。永享五年、義教発議の勅撰集編纂に向けて、宮家にも和歌の提出を求めてきた際、貞成や崇光院・大通院(栄仁親王)の歌以外に、「女房歌」がないので、南御方は「国母」であるから彼女の作った歌をいだけたこととの依頼があった。貞成は「南御方歌道無沙汰之間如何候哉、然而少々雖「瓦礫」可「出敷」(永享六・五・二七)と困惑している。彼女の歌を「瓦礫」と呼ぶのも失礼な話であるが、彼女が歌道については「無沙汰」であつたのは確かなのであろう。尼門跡入江殿に入室した貞成と南御方の間の子性恵から南御方に「落葉一裏」と共に和哥が贈られてきた際にも彼女に代わって貞成が詠じて返歌している(永享三・一〇・一一)。
- (30) 永享九・一・一六に「大聖院殿光臨、有俊〔布衣〕公卿座ニ入申、春日殿申次、会所ニ入申見参〔侍者一人候〕御入恐悦之由申、歳末ニも有御入、旧院御連枝也」と見え、旧院(後小松院)の姉妹である尼が見えた時に、上臈の春日が申し次いでいる。
- (31) 永三〇・九・二、同三一・一〇・二一。
- (32) 永享二・一二・二五、永享五・一・二〇。
- (33) 永享七・四・二、阿野公具の子で断絶した滋野井家を継承し滋野井を名乗ることになるが、この当時は「三条少将」を名乗り、三条実雅が取次ぐべき義教からの贈り物を持参してきているように三条家の者として訪れたのは、彼が実雅の父公雅の猶子であつたからであろう(『建内』文安四・四・二九)。
- (34) 応永二九・五・二二、応永三二・七・一六。
- (35) 田向経良(改名して経兼)は、『椿葉記』に栄仁親王の外祖父である綾小路流源重資の「嫡孫」と記され、宮家の「近習」の臣の中心的人物であつたが、義教の近衛大将拝賀の儀に父子で参仕しなかつたことが義教の不興を買い(永享二・二二・一九、伏見奉行職を庭田重有に譲り、逼塞する破目に陥つた(永享二・二二・二八)。更に義教の不快が収まらなかつたので、宮家の京都移転の際も同伴できず、出家し妻の芝殿と田舎(山城国大野荘)に隠居することにした。しかし、出家後、芝殿は娘が嫁いだ石清水八幡宮辺りに別居することにしたらしい(永享八・四・二九・同八・七・二五)。表7で、近衛が父と母と別々に会つて、八幡の「老母」の許に滞在しているのは両親が別居しているためであろう。
- (36) 永享一〇・四・一。内裏の方は、「御乳人内裏無」局之間、広典侍殿局へ可立入之由自室町殿「典侍殿ニ被仰云々」(永享五・一・一三)

とあるように、「広典侍」、つまり大納言典侍(広橋綱子)の局に間借りしていたようである。

(37) 芝殿は、伏見荘の有力な地侍で宮家の御所侍であった芝俊阿の近い親戚と考えられる女性で、応永二三年当時、田向経良は芝俊阿の宿所に仮住まいしているところからすると(応永二三・三・一一)、芝殿は俊阿の姉妹もしくは娘であったのかもしれない。彼女は応永二三・二・一七に「芝殿〔経良卿室嫁〕参、多年不参、珍敷客人共也、…予年少之時、勾当・芝殿見参、其後不_レ向_レ顔」とあるように、久しぶりに再会したことから、少なくとも貞成が宮家に戻った応永一八年以後、御所の近辺には居住していなかったらしい。応永二七・一〇・三〇には「前新内侍」の母が他界したことを聞き、芝殿はその母と姉妹なので急いで京都へ出かけたこと、そしてこの女性は以前「杉殿」(栄仁親王の母)が召し仕って長年御所に仕えていたことを記している。芝殿もその縁で宮家やその近習である田向経良との関係が生まれたと考えられる。

(38) 東京大学史料編纂所の大日本史料七編人名カードデータベースによると応永一一年から同二二年まで高土佐守(入道、師英に比定されている)が諸史料に散見する。また『文安年中御番帳』の三番に「高駿河入道」と見えており、奉行人クラスの武家と推測される。

(39) 永享六・八・一七、同一・一一、同一・一三。

(40) 永享七年、飛鳥井雅世が舎弟の娘を猶子として宮家に送り込んでおり(表7の10)、彼女は宮家と飛鳥井家の和歌関係での連絡役を果たしている記事が『日記』に散見する(永享一〇七・一四・一七、同一〇・九・二五)。南御方の母の実家が飛鳥井家であったこと以外に、貞成が飛鳥井雅世を和歌の師匠とし、その歌風に傾倒していたこと(八喜正治)後

崇光院詠草を巡って、『書陵部紀要』三一、一九七九)が関係していることは確かであろう。

(41) 表7の12の久我前内府(清通)の息女の場合、伏見宮家に宮仕えしたいという希望に対し半ば領状していたが、西雲庵に相談してみたところ、恐らく父清通が「公方御意不快」ということが判明した。ただし「枝葉」のことという西雲庵の意見であったが、念のため今回は断ったというものである。一方13の橋本実郷の娘の場合、今参としての参仕後、二条という女房名が与えられ本格的な宮仕えが始まったところ、「下御所前御臺」(日野宗子、重光女)に祇候していたことが判明、「公方聞不可_レ然」ということで急遽退出ということになったのである(永享一〇・六・二九)。日野宗子は義教將軍就任に際して御台所となった女性だが、義教に嫌われ(永享三・七・二七)、離別同様になつたらしい。女房の採用にあたっては、身元調査が大変であったことが知られる。

(42) 同時代では、義教の妾日野重子(重光女、義勝・義政母)が「北向御方」と呼ばれている(『建内』嘉吉一・一〇・二三など)。

(43) この二条という女房名は、注41に述べたように、永享一〇年の頃、一旦は橋本実郷の娘に与えられている。ある種、不吉な先例ができてしまった名であるが、改めて春日に与えられたのは、この名が宮家にとつて由緒あるものとして重要であったからであろう。

(44) 実治の場合、その姉妹は嫡流の実継との間に公豊を生み、孫は公豊の子実豊の間に公雅を儲けるというように(『椿葉記』)、二重三重に嫡流と結びついている。

(45) 例えば、女房ではないが、崇光院の皇女栄寿院が、亡くなった栄仁親王の弔問に訪れた際に、円修房という尼が付いてきているが、彼

女は三条公豊の娘であり(応永二五・二二・一九)、貞成と自身と「有由緒一人」という梅津湯陽院主善齋は実豊の娘で宮家を時折訪れている(応永三三・一二・三、嘉吉一・六・一三など)。宮家に出入りする尼たちの中には、元宮家の女房もしくは三条家などその所縁の「家」の者が多くいたと推測される。

(46) 例えば永享六・五・一九など。

(47) 廊御方の出自について、横井清氏は日野資国女とされるが(室町時代の「皇族の生涯」講談社学術文庫、二〇〇二)、資国は応永三五・三・二五に六四歳で薨じており(『尊卑分脈』第二卷三七ページ)、応永三二・閏六・二にすでに七〇歳を越えていた廊御方と親子ではありえない。

(48) 注(6)脇田晴子一九八五。

(49) 『実隆公記』享禄二・二・二七、同二・二・二七。

(50) 注(6)後藤みち子一九九三。

(51) 応永二三・一一・二六に亡くなった栄仁親王の初七日が行われたが、その「御仏事奉行事」は「一向」近衛(後の廊御方)が「申沙汰」した。ただし、この「奉行事」は最初、田向経良に命じたが公卿がすべきことではないと断られ、「其仁」であるはずの庭田重有も堅く辞退し、結局誰も適任者がいなかったので仕方なく近衛が行ったというものである。

(52) 例えば、表9の1・3・10・17のように、所領の安堵などの場合、女房奉書だけではなく、田向経良の「書下」や庭田重有の「状」を同時に発給する場合が多いようであるが、彼らは「伏見奉行職」(永享二・一二・二八に田向経良から庭田重有に交替)であり、同様の案件に「奉書・奉行状等」(応永三三・二・二二)と言い換えているので、所領の安堵などには女房奉書と共にこの伏見奉行の文書が原則的に必要とされている。

たようである。この応永三三・二・二二の場合、伏見奉行職にあった田向経良の申請であり、この場合の奉書は女房奉書が発給されるのである。ただし「奉行状」は誰が作成するのかは不明である。

(53) 永享二・四・二九に室町殿から「御極・美物濟々」送られ、「凡自武家如此美物被進事初度也、併禁裏御余慶也」と喜んでいる記事がある。

(54) 当時、権中納言。前述したように室町殿と宮家を取次ぎ役の公家である。応永期には、「室町殿昼夜祇候人々」の一人であり(応永二七・八・二四)、一方で崇光院・栄仁親王の侍読であった清原良賢(法名常宗)が行っていたが(『康富記』文安一・一〇・二四)、老齢のため、勸修寺経興が引き継いだらしい(応永二八・一・一四、一・一八)。なお経興は応永三五年に経成と改名している(「公卿補任」)。

(55) 義教の仕女の一人三条尹子(公豊女)は、当初御台(日野宗子、注41)に対してただ今上臈もしくは上臈と呼ばれていたが(永享一・九・二三)、義教の寵愛が深まると共に立場が逆転し、御台所に準じて「今御台」「新御台」もしくは上様と呼ばれるようになった(永享三・六・五、一〇・二三、一一・八など)。

(56) 永享八・九・二二に「自室町殿、雁一・鱸一給、渡御之後、如此之物不給、不審恐怖之間、立願之処、則御利生之条、偈(濁)仰無極」と見えるように、特に京都に移住してからこの室町殿からの美物到来が滞ると不安に陥ったようである。

(57) 応永二四・一一・七、これは「初雪之時恒例之沙汰也」とあるように恒例のものであった。他に応永二六・一一・二六など。

(58) 応永二五・二・三には「千代寿・梅寿承仕并名字等賀酒振舞、於陽明局有献」、同二五・五・九には「陽明局三行有盃酌」、就

- 当所事「禅啓申沙汰也」と見える。他に応永二七・閏一・一、応永三〇・一一・二など。
- (59) 応永二九・一・六、応永二九・一二・一六など。
- (60) 応永二八・二・一五、同二九・九・二一など。
- (61) 恐らく伏見奉行職、もしくは『薩戒記』応永三三・四・一五に見える「入道親王後見」と見えるような地位の者。
- (62) 永享期に入ると伏見の有力寺院の節養も確認される。大光明寺など応永期には宮家に対して冷淡な印象であるが(頼繁に交代する住持にもよる)、永享期になると、宮家の政治的な地位が上昇したためか、待遇は随分とよくなる。そのような宮家のステイタスをはかる要素の一つとして理解できそうである。
- (63) 永享二八・一〇に「田向御座姫君〔子息女三歳、長資朝臣養君〕が昨晩夭亡し、「養父母」が大変悲しんだという記事が見える。この姫宮が生まれた記事は『日記』が欠けていてその母親が確認されず、他の皇子女たちには見えない養父母が設定されており、他の子女と異なり田向家で養われていたことからすると、その母親は南御方ではなかったのかもしれない。
- (64) この時、三条尹子は従二位に叙せられている(永享六・三・一六)。
- (65) 後小松院の崩御による諒闇の問題でも、それを行わない、つまり後小松院を天皇の父として見なさないという立場に立とうとしたが、後小松院の旧臣たちの反対が強く、この段階では押し切ることができなかったようである。
- (66) 永享五・一・二六。室町殿は永享二年一月二〇日、伏見宮家を訪れており、南御方や他の女房たちもこの時対面している。翌三年二月七日、今度が貞成が室町殿を訪問しているが、この時は南御方以下
- 女房たちは同伴していない。
- (67) 『日記』に見る限り、永享六年五回・同七年三回・同八年一七回・同九年一三回・同一〇年一三回と室町殿および上様を訪ねている。
- (68) 松蘭「伏見宮家の南御方―その物詣を中心に―」(『朱』五五、二〇一一)。

